

東京大学（海洋研）総合研究棟 施設整備等事業

入札説明書等に関する質問回答（第1回目）

本質問回答は、平成19年6月20日（水）から6月26（火）に受け付けた東京大学（海洋研）総合研究棟施設整備等事業の入札説明書等に関する質問を入札説明書等の項目順に整理し、その回答を記載したものです。

質問の内容は、質問者の記載どおりとしています。ただし、質問項目及び記載位置については、大学で整理していますので注意してください。

記載凡例/「番号」は通し番号です。「書類」は下記の〈総括〉を参照してください。原則として、記載位置を示す「一般書類」は書類、別表・資料、に、「契約書類」は書類、に対応しています。

< 総 括 >

書 類	入 札 説 明 書 等	質 問 件 数
	入 札 説 明 書	3 6
	様 式 集	1 5
・別・資	要 求 水 準 書	1 5 0
	落 札 者 決 定 基 準	3
	基 本 協 定 書（案）	1
	事 業 契 約 書（案）	7 5
	そ の 他	1
-	合 計	2 8 1

平成19年7月18日

国立大学法人東京大学

**東京大学（海洋研）総合研究棟施設整備等事業
実施方針に関する質問回答**

番号	書類	質問項目・記載位置								質問内容	回答			
		一般書類 契約書類	頁 頁	章	1 条	(1) 項	(1) 号	ア -	イ -			エ -	オ -	
1		大学が重要 と考える事 項	3		6	4	1	ア					国内外的な最先端の海洋研究 機関で、貴大学が目指す最先端 の海洋研究機関について具体 的にご教示下さい。	要求水準書、東京大学海洋研究 所ホームページ(http://www.ori.u-tokyo.ac.jp/info/forcolleagues.html)、東京大学海洋 研究所要覧等を参照してくだ さい。
2		大学が重要 と考える事 項	3		6	4	1	ア					「絶えず最高の研究環境を提供 できる研究教育機能を持つこ と」とありますが、今後海洋研 究が進む最先端の方向性につ いてご教示下さい。	要求水準書、東京大学海洋研究 所ホームページ(http://www.ori.u-tokyo.ac.jp/info/forcolleagues.html)、東京大学海洋 研究所要覧等を参照してくだ さい。
3		大学が重要 と考える事 項	3		6	4	1	イ					貴大学が現在想定している、教 員と学生と職員の交流の場の 活用方法を具体的にご教示く ださい。	要求水準書等を参照してくだ さい。
4		本事業計画 地面積	3		6	4	2						本事業計画地面積 8300 m ² とあ りますが、敷地の正確な寸法の わかるデータあるいは図面を いただけますでしょうか。	本質問回答の公表と同日付で、 閲覧資料を用意しています。
5		周辺家屋影 響調査等	3		6	4	3	ア	5				周辺家屋影響調査・対策業務及 びその関連業務には、電波障害 調査やその対策業務等を含む 可能性がありますか。	事業の範囲には、「施設整備に 係る電波障害調査・対策業務及 びその関連業務」は含まれませ ん。
6		入札参加者 の構成要件	5		8	1	1	イ					構成員は選定事業者から直接 業務を受託する必要があります でしょうか。	お考えのとおりです。構成員 は選定事業者から直接業務を 受託し、かつ、選定事業者に出 資する必要があります。なお、 協力会社は選定事業者から直 接業務を受託する必要はあり ますが、選定事業者に出資す る必要はありません。
7		入札参加企 業等の参加 要件	5		8	1	2	イ					「参加表明書及び競争参加資格 確認申請書の提出期限の日か ら入札書の開札が終了するま での期間に、」とありますが、 それ以外の期間に指名停止措 置があったとしても、競争参加 資格に影響はないとの理解で よろしいでしょうか。	お考えのとおりです。

番号	書類	質問項目・記載位置								質問内容	回答		
		一般書類 契約書類	頁 頁	章	1 条	(1) 項	(1) 号	ア -	イ -			ア -	a -
8		設計に当たる者の資格要件	7		8	1	3	ア	5			設計各技術者の実績について、平成9年度以降に業務完了していれば、平成9年度より前に従事を開始していてもよい、と考えてよろしいのでしょうか。	お考えのとおりです。
9		設計に当たる者の資格要件	7		8	1	3	ア	5			設計各技術者の実績については、元請でなくてもよいということでしょうか。	お考えのとおりですが、当該担当者は相当程度の責任をもって業務に従事した者(管理技術者又は管理技術者の下で各担当業務における担当技術者を総括する役割を担った者)である必要があります。
10		設計に当たる者の資格要件	7		8	1	3	ア	5			設計の各担当業務が完了したとは(平成9年度以降で、かつ)競争参加資格確認の基準日(参加表明書等の提出期限日、つまり2007年8月10日)までに業務が完了することと考えるのでしょうか。あるいは入札公告日(2007年6月12日)までに業務が完了したと考えるのでしょうか。	設計担当者の設計実績は、競争参加資格確認の基準日までに完了しているものとしてください。
11		設計に当たる者の資格要件	7		8	1	3	ア	5			設計各技術者の実績については、一物件につき、基本設計・実施設計の両方の実績を実施し、完了したことが必要なのでしょうか。	お考えのとおりです。
12		設計に当たる者の資格要件	7		8	1	3	ア	5			設計の管理技術者と主任担当技術者についても兼務することができると考えてよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。
13		設計に当たる者の資格要件	7		8	1	3	ア	5			設計の管理技術者及び主任担当技術者についても、工事監理者と同様に「競争参加資格確認申請書の提出時において、専任で配置する者を決定できない場合は、複数名の候補者をもって競争参加資格確認申請書を提出しても良い【<様式10>欄外下2注記】」と考えてよろしいでしょうか。	設計担当者(管理技術者及び主任担当技術者)については、競争参加資格確認申請書の提出時に専任で配置する者を決定してください。複数名の候補者をもって競争参加資格確認申請書を提出することはできません。
14		建設に当たる者の資格	8		8	1	3	イ	3			「(建築一式工事における実績を含む。...)」とありますが、こ	ご質問の後段のとおりです。電気工事及び管工事のための

番号	書類	質問項目・記載位置								質問内容	回答	
		一般書類 契約書類	頁 頁	章	1 条	(1) 項	1) 号	ア -	ア -			a -
		要件									れは電気工事や管工事を担当する者の実績でも、建築一式工事を含まないとならないということでしょうか。あるいは建築一式工事の実績を電気工事や管工事の実績に置き換えることができるということでしょうか。	必要条件ではありません。
15		工事監理に 当たる者の 資格要件	9		8	1	3	ウ	5		工事監理に当たる者の実績要件だけが、平成8年度以降となっていますが、平成9年度以降の誤記ではないかと危惧します。(様式集では平成9年度以降となっています。)	ご指摘のとおりです。当該箇所「平成8年度」を「平成9年度」に訂正します。
16		工事監理に 当たる者の 資格要件	9		8	1	3	ウ	5		工事監理の各担当業務が完了したとは(平成9年度以降で、かつ)競争参加資格確認の基準日(参加表明書等の提出期限日、つまり2007年8月10日)までに業務が完了することと考えるのでしょうか。あるいは入札公告日(2007年6月12日)までに業務が完了したと考えるのでしょうか。	工事監理担当者の工事監理実績は、競争参加資格確認の基準日までに完了しているものとしてください。
17		工事監理に 当たる者の 資格要件	9		8	1	3	ウ	5		工事監理各担当者の実績について、平成9年度以降に業務完了していれば、平成9年度より前に従事が開始していてもよい、と考えてよろしいのでしょうか。	お考えのとおりです。
18		工事監理に 当たる者の 資格要件	9		8	1	3	ウ	5		工事監理各担当者の実績については、元請でなくてもよいということでしょうか。	お考えのとおりですが、当該担当者は相当程度の責任をもって業務に従事した者(各担当業務における担当技術者を総括する役割を担った者)である必要があります。
19		工事監理に 当たる者の 資格要件	9		8	1	3	ウ	5		工事監理に当たる者のうち建築分野とは、いわゆる工務に関する工事監理と考えてよろしいでしょうか。	建設省告示1206号別表の工事監理等の業務のうち、設計の建築(総合)、建築(構造)に相当する分野のことです。
20		工事監理に 当たる者の 資格要件	9		8	1	3	ウ	5		工事監理に当たる者に構造分野の担当者は不要と考えてよろしいでしょうか。	専任で配置する必要がないということであり、工事監理を行うに当たって、当然に構造分野の担当者も必要となります。

番号	書類	質問項目・記載位置								質問内容	回答
		一般書類 契約書類	頁 頁	章	1 条	(1) 項	(1) 号	ア -	a -		
21	工事監理に 当たる者の 資格要件	9			8	1	3	ウ	5	工事監理に当たる者を専任で配置すべき時期は着工日から竣工日と考えてよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。
22	工事管理に 当たる者の 資格要件	9			8	1	3	ウ	5	「工事監理に当たる者」の要件において、各分野ごとに「専任で配置」とありますが、これは「当該業務を専任で行う者」であり、業務状況如何では、必ずしも全員が「監理事務所等に常駐する」必要はない、と解釈してよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。ここ(工事監理に当たる者)での専任とは、他の事業の業務を一切排除するものではなく、主として本事業の業務に従事する(同時期に他の事業の業務を専任していない)ことと解釈してください。
23	維持管理に 当たる者の 資格要件	9			8	1	3	I	2	「請負を実施するに必要とする資格を有しているものであること」とありますが、参加資格申請時に提出書類として、具体的書類等ご教示下さい。	入札参加者の提案によるサービス内容において、特別に必要となる資格などがある場合、その資格を有していることを証明できるものを入札参加者の判断で提出してください。
24	維持管理に 当たる者の 資格要件	9			8	1	3	I	2	維持管理に当たる者が「請負を実施するに必要とする資格」とは、入札参加者の維持管理業務における提案において、維持管理に当たる者が特別に必要とする資格があると判断したものと考えてよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。
25	維持管理に 当たる者の 資格要件	9			8	1	3	I	3	元請であれば、業務比率は半分以下(かつ 20%以上)でも実績として認められると考えてよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。
26	維持管理に 当たる者の 資格要件	9			8	1	3	I	3	出資比率が 20%以上とは、業務比率が 20%以上の意味と理解してよろしいでしょうか。(維持管理業務では出資することはほとんどありません。)	ここでの出資比率とは、新たに会社を設立し株式等を保有するということではなく、「維持管理共同企業体協定書」等において規定する出資の割合(経費の負担及び利益の配分等の割合)のことであり、維持管理業務においては多くの場合、担当業務の割合に近い(ほぼ整合している)ものと考えています。
27	概要提案書 に関するヒ アリング	14			11	6				概要提案書に関するヒアリングは 8 月中旬開催と予定されていますが、実施される場合は 7 日以上前に通知されると考	ご指摘のとおりとします。

番号	書類	質問項目・記載位置								質問内容	回答
		一般書類 契約書類	頁 頁	章	1 条	(1) 項	1) 号	ア -	a -		
										えてよろしいでしょうか。	
28	入札保証金 及び契約保証金	17			15	2				履行保証保険にかわり、金融機関による保証や保証会社による保証も許容されますでしょうか。	履行保証保険契約としてください。
29	入札書の開札	17			16					入札参加者が1チームとなった場合でも、開札はされるのでしょうか。	入札参加者が1者の場合であっても、開札は行います。
30	入札書開札方法	17			16	2	3			入札執行回数が原則2回となっていますが、2回以上実施する条件および2回目以降の入札参加対象者についてご教示願います。	原則として、入札金額が予定金額の範囲内となる提案をした入札参加者が1者もいなかった場合を想定しており、すべての入札参加者(1回目の入札後に入札辞退した者を除く)で2回目以降の入札の行う予定です。
31	事業契約書の締結	19			22	4				「違約金として落札額の100分の5に相当する金額を請求することがある。」とあり、基本協定書(案)第8条には「既に支出した費用は各自の負担とし、相互に債権債務関係の生じないことを、甲及び乙は確認する」とありますが、両規定の関係をご教示下さい。	基本協定書第8条を次のとおり変更します。 第8条 乙又は事業予定者の責めに帰すべき事由により事業契約の締結に至らなかった場合、甲は、違約金として入札金額の100分の5に相当する金額の支払を乙に請求できるものとする。 2 甲の責めに帰すべき事由により事業契約の締結に至らず、これに起因して乙において損害が生じた場合、乙は、甲に対して損害賠償を請求できるものとする。 3 甲及び乙の責めに帰すべき事由によることなく事業契約の締結に至らなかった場合には、既に甲及び乙が本事業の準備に関して支出した費用は各自の負担とし、甲乙間に債権債務が生じないものとする。
32	技術者の配置	22			28	4				現場に配置予定の技術者とは、建設にあたる技術者が該当するかと考えてよろしいでしょうか。	選定事業者は、競争参加資格確認申請書に記載した配置予定の技術者を当該事業の現場に配置する必要があります。ただし、当該事業の現場とは、本事業の業務を遂行する場所のことであり、必ずしも東京大学

番号	書類	質問項目・記載位置								質問内容	回答
		一般書類 契約書類	頁 頁	章	1 条	(1) 項	1) 号	ア -	a -		
											柏地区キャンパス構内とは限りません。
33	<別紙> サービス購入費の構成	31	別	2	1					建物の登記費用は大学負担ということで、よろしいでしょうか。(「施設整備費相当 その他の費用」には含まないとの理解でよろしいでしょうか。)	お考えのとおり登記費用(登録免許税)は大学の負担としますが、大学が建物の登記を行う場合には、事業契約書(案)第 36 条及び同別紙 8 に規定されている協力が必要となります。
34	<別紙> 入札金額等の算出方法及びサービス購入費の支払方法等	31	別	2	1					明らかに維持管理側の過失が無い、または経年劣化ではない修繕についての負担は、大学側の負担との解釈で宜しいでしょうか。	お考えのとおりです。事業契約書(案)第 57 条を参照してください。
35	<別紙> 施設整備費相当の支払手続	33	別	2	2	2	ア			施設整備費相当の支払日について、本施設の所有権の移転日が平成 22 年 3 月 1 日から変更した場合も、選定事業者は変更後の日から 30 日以内に大学に対して請求書を送付し、大学は請求を受けた日の翌月 25 日にお支払をするということでしょうか。	お考えのとおりです。
36	<別紙> 維持管理費相当の支払手続	33	別	2	2	2	ウ			「減額後サービス購入費の支払額を選定事業者に速やかに通知する」とありますが、減額されるされないに関わらず、業務報告書受領後何日以内に通知されるのか明示していただけますでしょうか。	業務報告書の受領後 7 日以内に選定事業者に対して当該月の減額ポイントを通知することとしており、当該 6 か月間(平成 22 年 11 月支払分の第 1 回目のみ 7 か月間)の減額ポイントに基づく維持管理費相当のサービス購入費の減額率及び減額後のサービス購入費の支払額は計算によって求められるものであり、大学の決裁等を経て選定事業者に速やか(減額ポイントの通知後遅くとも 4 から 5 日以内)に通知するものとします。
37	入札参加者等を特定できる記載の禁止について	3		3						入札参加者を特定できる記載の禁止は、正本、副本に係わらず共通事項と考えてよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。
38	提出書類の	3		4	1					ローマ数字(小文字)となって	「ローマ数字(小文字)となって

番号	書類	質問項目・記載位置								質問内容	回答	
		一般書類 契約書類	頁 頁	章	1 条	(1) 項	(1) 号	ア -	イ -			エ -
		作成方法について									いる項目への記載を行うこととありますが、提案書様式の枠外等にローマ数字(小文字)記載内容について記載する必要はないと考えてよろしいでしょうか。また、記載が必要な場合に提案書書面内の記載場所をご教示ください。	いる項目への記載は、必ず当該項目に基づいてください。」とは、提案書本文のサブタイトルとして「ローマ数字(小文字)となっている項目(簡略化は可)」を記載し、その後段に提案内容を記載してくださいという意味です。当該項目を様式の枠外に記載する必要はありません。
39		実質審査項目に関する提出書類	4		5	3	2	ア			提出書類のうち、副本は2穴式バインダーとのことですが、正本は無線綴じによる簡易製本をおこなったものと考えてよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。正本(製本)の体裁については、入札参加者の判断によるものとします。
40		入札書等に関する提出書類(説明書)	4		5	4	5	6	7		入札書等に関する提出書類は、様式20から様式25までの書類、説明書、計算書、図面集の4つ毎にファイリングするものと考えてよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。
41		入札書等に関する提出書類(説明書)	5		5	5	5	1			様式35 様式36のEXCELデータをCD-Rにて提出する場合、他の様式データとは別CD-Rにデータ保存し提出するものと考えてよろしいでしょうか。また、この場合、様式26から様式53のデータをCD-Rに保存する場合、様式35 様式36も共に保存するものと考えてよろしいでしょうか。	提出していただく電子データ(CD-R)を整理すると次のとおりとなります。 説明書<様式26>から<様式53>のPDFデータ(<様式35>、<様式36>を含む) 説明書<様式35>、<様式36>のEXCELデータ 計算書<様式54>、<様式55(枝番有り)>、<様式56(枝番有り)>のEXCELデータ 図面集<様式57>から<様式69>のPDFデータ 上記の説明書、計算書、図面集の電子データ(CD-R)は原則として1枚(容量により必要な場合は1枚を超えても良い)にまとめて作成してください。
42		<様式8>専任で配置できることを証する書類	18	様	8						<様式8>について、3「平成9年度以降に...業務に従事し、完了した経験を有する」を証する書類のほかに、「専任で配置できることを証する書類」が必要とされるのでしょうか。必要	様式8そのものの提出が、専任で配置できることを証する書類となります。従って、様式8に規定されている必要書類を提出していただければ問題ありません。当該様式の脚注7

番号	書類	質問項目・記載位置								質問内容	回答	
		一般書類 契約書類	頁 頁	章	1 条	(1) 項	(1) 号	ア -	ア -			a -
											とされるならば、具体的にご提示いただけますでしょうか。	を参照してください。
43		<様式 8> 複数名の候補者	19	様	8						<様式 8> について、記載欄を追加してよろしいとのことですが、一企業から一担当業務について複数名の候補者を選出することも可能でしょうか。	設計担当者(管理技術者及び主任担当技術者)については、競争参加資格確認申請書の提出時に専任で配置する者を決定してください。複数名の候補者をもって競争参加資格確認申請書を提出することはできません。
44		<様式 8> 複数の設計実績	19	様	8						<様式 8> について、記載欄を追加してよろしいとのことですが、一企業から一担当業務に一名の選出でも、複数実績について記載してもよろしいということでしょうか。	様式 8 の設計実績は、担当の分野毎に一つの実績としてください。複数の実績を提示したい場合には、様式 15 を活用してください。
45		<様式 14> a 概要提案書(本事業におけるサービスの提供に対する基本的な考え方)	27	様	14						海洋研究所の活動を外部に向かって発信することのできる施設とありますが、貴大学が想定する外部への発信方法としてオープンセミナーや HP 公開等具体的にご教示下さい。	要求水準書 5 頁の大学が本施設において重視している計画項目に関する説明の第三項を参照してください。
46		<様式 15> 出資比率	28	様	15						<様式 15> について出資比率が 20%以上とは、業務比率が 20%以上の意味と理解してよろしいでしょうか。(設計業務では出資することはほとんどありません。)	ここでの出資比率とは、新たに会社を設立し株式等を保有するというのではなく、「設計共同企業体協定書」等において規定する出資の割合(経費の負担及び利益の配分等の割合)のことであり、設計業務においては多くの場合、担当業務の割合に近い(ほぼ整合している)ものと考えています。
47		<様式 31> a 事業収支計画の安定	47	様	31						「事業収支計画の建築計画及び維持管理計画との整合性並びに安定性について記載してください。」とありますが、「事業収支計画の建設期間の建築計画との整合性並びに安定性、事業収支計画の維持管理期間の維持管理計画との整合性並びに安定性」と理解してよろしいでしょうか。	お考えのとおりで問題ありませんが、その他の理解に基づく提案など、入札参加者の提案によるものとしします。

番号	書類	質問項目・記載位置								質問内容	回答			
		一般書類 契約書類	頁 頁	章	1 条	(1) 項	(1) 号	ア -	ア -			a -	a -	
48		<様式 35> 長期事業収 支 計 画 表 (損 益 計 算 書)	51	様	35								単位は千円とありますが、提案書の表示は千円単位であれば、エクセルのセルの中の数値については、円単位の数値があっても構わないということによろしいでしょうか。	お考えのとおりです。
49		<様式 36> 長期事業収 支 計 画 表 (資 金 収 支 計 算 書 等)	52	様	36								単位は千円とありますが、提案書の表示は千円単位で、エクセルのセルの中の数値については、円単位の数値があっても構わないということによろしいでしょうか。	お考えのとおりです。
50		<様式 42> 施設計画 /a 創造性 (空 間の魅力)	59	様	42								貴大学が想定される、海洋研らしい機能について具体的にご教示下さい。	入札参加者の提案によるものとします。なお、要求水準書 16 頁の「4) 内外装デザインの基本コンセプト」についても参照してください。
51		<様式 55-8> F 保守管理 費内訳	30	様	55	8							区分 ~ を任意に変更することは可能ですか(例えば、電気設備、空調設備、熱源設備等)。また、区分の「 機器設備」とはどのような設備を指しますか。	様式 55-8 の区分は変更しないでください。なお、各区分の内容等については、様式集 (L C C) 1 頁の「A 初期設備費の構成」などを参照してください。
52		組織の沿革 と施設整備 の目的	2		1								本研究所では、物理学・化学・地学・生物学・生物資源学の研究を進めてきたとありますが、前述以外の他学に研究が及び場合、貴大学が想定される学科をご教示ください。	新たに研究対象となる学科について、現段階での具体的な想定はありません。
53		組織の沿革 と施設整備 の目的	2		1								総合研究棟に近接して整備を予定されている、観測機器・試料保管棟の柏キャンパス内での配置、規模、具体的保管機器類等をご教示ください。	観測機器・試料保管棟の配置は、要求水準書資料 3 の「観測機器・試料保管棟用地」のエリア内とし、現段階での想定規模等は、延べ面積 1,500 m ² ・2 階建としています。
54		先 端 的 ・ 学 際 的 研 究 の 推 進	3		2	1							研究促進の基本単位となる各部門・各センターがまとまりのある配置とありますが、各部門・各センターの相関関係や建物内での各居室の隣接・近接関係をご教示下さい。	要求水準書資料 18 の「参考プラン」を参照してください。
55		共同利用研 究所としての 使命の実	3		2	2							研究者の有機的な交流を促す施設とありますが、貴大学が想定する有機的な交流について	要求水準書 5 頁の大学が本施設において重視している計画項目に関する説明の第二項、同

番号	書類	質問項目・記載位置								質問内容	回答	
		一般書類 契約書類	頁 頁	章	1 条	(1) 項	(1) 号	ア -	ア -			a -
		現									具体的にご教示下さい。	14 頁の「6)学融合の促進と居住性の向上」などを参照してください。
56		参考プラン と参考外観 イメージを 提示する趣 旨	4		4	1					『(1)国内のみならず国際的な最先端...』では、運営に必要なエネルギーコストを削減することとありますが、最先端で最高の研究環境を提供することは、環境に配慮した省エネルギー提案と考えよろしいでしょうか。	お考えのような意図ではなく、研究教育のための高い機能性を持たせるとともに、合わせて(それとは別に)、運営に必要なエネルギーコストの削減についても求めようとするものです。
57		学融合の場	4		4	2					学融合の場、とありますが、P5の説明から、海洋研究所内の各部門の融合と捉えて宜しいでしょうか。	主としてはお考えのとおりですが、所内に限らず国内外の研究者等との融合についても考慮してください。なお、要求水準書 3 頁の「(2)共同利用研究所としての使命の実現」、同 5 頁の大学が本施設において重視している計画項目に関する説明の第二項、同 14 頁の「6)学融合の促進と居住性の向上」などを参照してください。
58		参考プラン と参考外観 イメージを 提示する趣 旨	5		4	3					貴大学が現在想定されている展示資料の内訳として、展示品寸法、数量、展示方法(紫外線カットガラスケース内展示)等をご教示ください。	要求水準書 14 頁の「6) 学融合の促進と居住性の向上 ア」、同 36 頁の「ウ 1 階ラウンジ(本施設の表玄関)」、同 39 頁の「シ 廊下」、同 39 頁の「セ エレベーターホール」、同 41 頁の「チ 屋外展示空間 1, 屋外展示空間 2」などを参照してください。
59		適用基準等	7		3						基準類は最新版を適用することとありますが、入札書等及び提案書提出時点の最新版という理解でよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。ただし、入札書等及び提案書の提出時点で、将来改訂されることが明らかになっている(確定している)適用基準等については、これを含むものとします。
60		適用基準等	7		3						前項で、入札書等及び提案書提出時点以降の最新版を適用する必要がある場合、基準等の変更により事業費用が増減する場合の負担者について教えてください。	入札書等及び提案書の提出時点以降の適用基準等の改訂による事業費用の増減は、原則として大学の負担とします(事業契約書(案)第 12 条及び第 42 条の規定を準用)。ただし、入札書等及び提案書の提出時点で、将来改訂されることが明らか

番号	書類	質問項目・記載位置								質問内容	回答	
		一般書類 契約書類	頁 頁	章	1 条	(1) 項	1) 号	ア -	a -			
											かになっている(確定している)適用基準、又は軽微(軽易)なものについては、この限りではありません。	
61		適用基準等	7		3						遵守すべき(1)～(6)の法規制以外に、本計画建物に該当する貴大学関係規則等を後日 HP 上で公表頂けると考えてよろしいでしょうか。	本質問回答の公表と同日付で、閲覧資料を用意しています。
62		東京大学規定類	8		3	6					東京大学柏地区危害予防規定、東京大学柏地区自家用電気工作物保安規程、東京大学海王研究所放射線障害予防規程、東京大学環境安全指針は後日 HP 上にて公表頂けると考えてよろしいでしょうか。	本質問回答の公表と同日付で、閲覧資料を用意しています。
63		東京大学の規定類	8		3	6	1 2 3 4				東京大学の規定類の入手方法を教えてください。	本質問回答の公表と同日付で、閲覧資料を用意しています。
64		東京大学の規定類	8		3	6	1 2 3 4				1)東京大学柏地区危害予防規程、2)東京大学柏地区自家用電気工作物保安規程、3)東京大学海洋研究所放射線障害予防規程、4)東京大学環境安全指針の開示をお願いします。	本質問回答の公表と同日付で、閲覧資料を用意しています。
65		インフラ整備状況(電気)	8		4	8	2				高圧饋電盤 1 面増設となっていますが、詳細な工事内容が分かるような既存高圧盤の図面仕様書等を開示してください。また、既存設備製造会社を教えてください。	本質問回答の公表と同日付で、閲覧資料を用意しています。
66		インフラ整備状況(電気)	8		4	8	2				既存施設内の高圧盤増設スペースや配線ルート、区画貫通などの工事内容を確認するため、先端生命科学研究所棟、既設共同溝の必要部分の図面仕様書を開示してください。	本質問回答の公表と同日付で、閲覧資料を用意しています。
67		インフラ整備状況(電気)	8		4	8	2				高圧盤増設工事のための停電は事業者の要望により随時実施可能でしょうか。それとも実施時期、回数に制限がありますか。	随時の実施は不可です。年 1 回(11 月に予定)の定期点検時に実施してください。
68		インフラ整備	8		4	8	2				本事業に起因する停電に伴い	本事業に起因する計画停電に

番号	書類	質問項目・記載位置								質問内容	回答	
		一般書類 契約書類	頁 頁	章	1 条	(1) 項	(1) 号	ア -	a -			
		備 状 況 (電 気)									既存施設に何らかの対策が必要な場合、その対策実施と費用は本事業の範囲外と考えるとよろしいでしょうか。本事業範囲となる場合は、必要な対策の内容と費用を教えてください。	伴う既存施設への対策の実施とその費用は、大学の負担とします。
69		インフラ整備 状況 (情 報 通 信 回 線)	9		4	8	10				既存施設内の配線ルートや区画貫通などの工事内容を確認するため、物性研究所、既設共同溝の必要部分の図面仕様書を開示してください。	本質問回答の公表と同日付で、閲覧資料を用意しています。
70		インフラ整備 状況 (電 話 通 信 回 線)	9		4	8	11				既存施設内の配線ルートや区画貫通などの工事内容を確認するため、設備センター、既設共同溝の必要部分の図面仕様書を開示してください。	本質問回答の公表と同日付で、閲覧資料を用意しています。
71		インフラ整備 状況 (監 視 ・ 制 御 回 線)	9		4	8	12				監視・制御回線とは、【資料 15】の中央監視配線と【資料 17】の防災監視配線のことでしょうか。	お考えのとおりです。
72		インフラ整備 状況 (監 視 ・ 制 御 回 線)	9		4	8	12				【資料 15】【資料 17】には、排水処理センターの記載がありませんが、必要とする工事内容を教えてください。	本質問回答の公表と同日付で、閲覧資料を用意しています。
73		インフラ整備 状況 (監 視 ・ 制 御 回 線)	9		4	8	12				既存施設内の配線ルートや区画貫通などの工事内容を確認するため、設備センター、守衛所、排水処理センター、既設共同溝の必要部分の図面仕様書を開示してください。	本質問回答の公表と同日付で、閲覧資料を用意しています。
74		各階主要各 室と想定床 面積	10		5	3					各階主要室各階ゾーニングで、海洋科学国際共同研究センター、海洋生物資源部門、海洋生態系動態部門が上下階に分かれて配置されています運用及び研究の特性等が考えられますが、そのポイントをご教示ください。	海洋科学国際共同研究センター、海洋生物資源部門、海洋生態系動態部門が上下階に分かれて配置されているのは、基本計画(参考プラン)を作成する上での制約によるものであり、その制約の中においても当該ゾーニングが最も適切であるとして計画したものです。
75		各階主要各 室と想定床 面積	10		5	3	3				R I 貯留槽、海水貯留槽の容量、数量をご提示願います。	本質問回答の公表と同日付で、閲覧資料を用意しています。
76		供給用液体	11		5	4	2	ア			「供給用液体窒素タンクを設置	当該施設の設置に関する届出

番号	書類	質問項目・記載位置								質問内容	回答	
		一般書類 契約書類	頁 頁	章	1 条	(1) 項	(1) 号	ア -	ア -			a -
		窒素タンク 施設									すること」とありますが、高圧 ガス保安法にある製造者の届 出及び保安監督者の選任等 については記載してございませ ん。大学側で行うものと考えて よろしいのでしょうか？	等は大学で行うものとしませ が、届出等に必要な書類の作成 は、本事業における事業者の業 務範囲とします。事業契約書 (案)第 7 条を参照してくださ い。
77		自動液体窒 素移送シス テム	11		5	4	2	ウ			自動液体窒素移送システムに ついて、詳細ご教示下さい。 柏キャンパスの他のシステム と相互に乗り入れが可能なシ ステムとありますが、オンライ ンでデータを送受信する機能 が求められていますか。	本質問回答の公表と同日付で、 閲覧資料を用意しています。
78		危険物保管 庫・廃棄物 保管庫・ご み置場	11		5	4	3 4 5				参考プランでは、危険物保管庫 ・廃棄物保管庫・ゴミ置場が一 体で描かれていますが、前者 2 つが保管庫であるのに対し、後 者は工作物とあります。「工作 物」の意味についてお教えくだ さい。また、参考プランで一体 となっている理由についても あわせてご教示ください。	ごみ置場を工作物とした理由 は、簡易型(既製品・プレハブ) のごみ置場程度を想定したも のです。ごみ置場を工作物と するか建築物とするか及び保 管庫と一体にするか分離する かについては、入札参加者の提 案によるものとします。
79		廃棄物保管 庫	11		5	4	4	ウ			防水堤を設け貯留して、バキュー ム車で汲み出すこととして よろしいでしょうか。	お考えのとおりです。
80		観測機器・ 試料保管棟	12		5	5	5				北側に建設予定の観測機器・試 料保管棟のために、本施設の電 力、情報通信、電話通信、監視・ 制御回線などで接続を準備し ておくべきものは無いと理解 してよろしいでしょうか。あ る場合は内容を教えてください。	本施設の電力、情報通信、電話 通信、監視・制御回線などで、 接続を準備しておくべきものは ありません。
81		外構計画	12		5	5	5				観測機器・試料保管棟に必要な インフラを本事業で整備する こととありますが、各インフラ の端部位置をご教示ください。	要求水準書資料 3、資料 5、資料 6、資料 7、資料 8 を参照してく ださい。
82		外構計画 (既存案内 板)	12		5	5	7				既存案内板の改修とありますが 、既存案内板のスペック、数 量・サイズ等をご教示下さい。	本質問回答の公表と同日付で、 閲覧資料を用意しています。
83		エネルギー の縮減(計 量システ	13		6	1	4	ウ			計量システムとありますが、具 体的に計量の項目や機器のイ メージするところがあればご	本施設の給水の引込み点の計 量の項目は、愛知時計電機(株) 製の AMELIS で対応してくださ

番号	書類	質問項目・記載位置								質問内容	回答
		一般書類 契約書類	頁 頁	章	1 条	(1) 項	1) 号	ア -	a -		
										教示下さい。	い。なお、本施設の各室に備える計量システムの想定機種はありません。コスト意識が誘導されるようなご提案を期待します。
84		エネルギーの縮減(計量システム)	13		6	1	4	ウ		計量システムとありますが、具体的に計量の項目や情報レベル、範囲・区分数・機器のイメージするところ等、ご教示下さい。	本施設の給水の引込み点の計量の項目は、愛知時計電機(株)製の AMELIS で対応してください。なお、本施設の各室に備える計量システムの想定機種はありません。また、情報レベルは、積算値及び瞬時値としてください。範囲・区分数・機器は、できるだけ居室毎に計量できることが望ましいと考えます。要求水準書の 5(5)設備仕様の 3)電気設備、4)機械設備を参照してください。
85		基本コンセプト(変化に対する対応性の確保)	14		6	1	5			研究教育活動に支障なく改修が行える計画とありますが、改修とは各居室の間仕切壁の移動や撤去を含む改修と考えてよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。なお、研究教育活動に全く支障がないようにはいかないと考えられますが、その影響を最小限におさえられるようにしてください。
86		機能的な管理運営	14		6	1	7	イ	1	夜間や休日など、管理が手薄になる時間帯の対応は、柏キャンパス内の設備センター内にある中央監視室において行うと考えてよいでしょうか。	お考えのとおりです。
87		外国語による行動指示	14		6	1	7	イ	2	英語の他に必須とする外国語を教えてください。	日本語、中国語、韓国語と英語としてください。
88		外国語による行動指示	14		6	1	7	イ	2	警報装置による館内放送は、日本語、英語、中国語、韓国語の4言語と考えてよろしいでしょうか。	日本語と英語としてください。
89		居住者全員の在・不在の表示	14		6	1	7	イ	3	在・不在表示の切り替えは、本人が入退館時に表示装置を直接操作する方法でよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。
90		配置構成	15		6	2	1			建物配置計画にあたり、既設建物外壁ラインと計画建物壁面線を合わせる等から、後日、本計画敷地及び新領域環境学系研究棟の敷地図及び配置図を	本質問回答の公表と同日付で、閲覧資料を用意しています。

番号	書類	質問項目・記載位置								質問内容	回答
		一般書類 契約書類	頁 頁	章	1 条	(1) 項	(1) 号	ア -	a -		
										公表頂けると考えてよろしいでしょうか。	
91	内外装デザインの基本コンセプト	16			6	3	4			環境棟の外壁デザインである、床面、壁面のグレーチングによる構成を踏襲した計画とすることを考えてよろしいでしょうか。	居並ぶ棟どうしの調和と各棟の個性の発揮が要点ですから、海洋研棟が環境棟の双子ビルになることは歓迎されません。しかし、庇の機能性、外壁への太陽熱負荷を減らすこと、経済性などを考えると、環境棟の外観構成には一定の合理性があると考えています。要求水準書資料 19 の「参考外観イメージ」は、この考え方に基いて作成された一展開例です。入札参加者の魅力的なデザイン提案を期待しています。
92	内外装デザインの基本コンセプト	17			6	3	4	オ		フレームを露出した表現とありますが、フレームとは環境棟 1 階部分の、コリドーと呼ばれるピロティ部分の意匠と考えるとよろしいでしょうか。今回建物でもコリドーを継承する意図が含まれておりますでしょうか、あるいはそうしたフレームデザインを踏襲する、という意味と考えるとよろしいでしょうか。	柏キャンパスでは、帯状広場に面して打ち放しコンクリートのコロネードが連なり、アーバンデザイン的な統一感を形成しています。これとの機能的及び視覚的な連続性を継承してくださいという意図です。なお、ここでのフレームとは、柱や梁といった構造材のことです。具体的なデザインについては、入札参加者の提案に期待しています。
93	内装計画	17			6	3	5	イ		「内装計画」のなかで、「...ホルムアルデヒド等の化学物質を含むものを極力避ける...」とありますが、貴学の環境衛生基準において、上記以外に規定対象物質として挙げられるものがあればご教示ください、あるいは「学校の環境衛生基準」の 6 物質程度と考えればよろしいでしょうか。なお、「適用基準書類」にある「東京大学環境安全指針」は特に廃棄物にかかわる規定と拝察しますが、当該指針の中に規定されていれば参照させていただきます。	本質問回答の公表と同日付で、閲覧資料を用意しています。
94	外装計画	17			6	3	6	イ	1	屋根面の断熱性能を十分に確	硬質ウレタンフォーム吹付(JI

番号	書類	質問項目・記載位置								質問内容	回答
		一般書類 契約書類	頁 頁	章	1 条	(1) 項	(1) 号	ア -	a -		
		(外壁)								保とありますが、その基準値をご教示ください。	SA9526、熱伝導率 0.019KCAL/hm 以下)厚 15mm 以上を想定しており、計画に当たっては、同等又は同等以上の性能を有するものとしてください。
95		サイン	18		6	3	7	ア		専門のデザイナーとありますが、貴学側で全体を調整しているコンサルあるいはデザイナーという意味でしょうか、あるいはキャンパスとしてのトータルデザインは前提として、事業者サイドで選定した「デザイナー」と理解してよろしいでしょうか。前者の場合、契約関係についてご教示ください。	ご質問の後段のとおりです。選定事業者が専門のデザイナーを選定してください。
96		吹抜、テラスに面した部分の手すり	18		6	3	8	オ		手すりの高さは 1.4m を基準とし、ぐらつき感を防止するとありますが、設計水平荷重があるようでしたらご教示下さい。	当該手すりの設計水平荷重は、特に決めていません。通常の手すりと同程度で良いものとします。なお、手すり等は、研究所開放(公開)等において、子供等を含む不特定多数の利用者が想定されることから、落下防止を含む安全性について考慮してください。
97		吹抜、テラスに面した部分の手すり	18		6	3	8	オ		「吹抜け、テラスに面した手摺は...高さは 1.4m を規準とし...外部下方への視線を妨げられるような視覚的配慮を行うこと」とありますが、P39, ス) 階段、セ) エレベーターホールに関する事項も勘案し「避難階段については移動動線であり、吹抜部も 1 層分であるため、踊り場含めて高さに関する当該規定は当てはまらない、ただし中央階段等吹抜けに面する階段昇降部および踊り場についてはこの規定に倣う」と解してよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。なお、手すり等は、研究所開放(公開)等において、子供等を含む不特定多数の利用者が想定されることから、落下防止を含む安全性について考慮してください。
98		吹抜、テラスに面した部分の手すり	18		6	3	8	オ		外部下方への視線を妨げられるような視覚的な配慮とありますが、外部下方から膝や足元が見えることを意識した表現でしょうか。あるいは別の意図でしょうか。	お考えのような意図とともに、高所が苦手(不安)な方への配慮と考えてください。

番号	書類	質問項目・記載位置								質問内容	回答	
		一般書類 契約書類	頁 頁	章	1 条	(1) 項	1) 号	ア -	-			a -
99		構造計画 (耐久性)	18		6	4	1	ア			十分な耐久性とありますが、大規模な補修を不要とする予定期間があるようでしたらご教示下さい。	構造種別の十分な耐久性とは、少なくとも 60 年程度を想定しています。なお、大学が自らの事由により別途発注する大規模な修繕については、事業期間中には予定していないとともに、その後の実施についても現段階では想定していません。大学としては、大規模な修繕までの期間ができるだけ長いことが望ましいと考えています。
100		構造計画 (保有水平耐力)	18		6	4	1	イ			必要保有水平耐力の算定に当たっては、施行令による Co の値を 1.25 倍するとありますが、1 次設計用の地震力についても 1.25 倍する必要がありますでしょうか。	お考えのとおりです。
101		設備の管理	19		6	5	2	ア	1		「設備機器全般の運転もしくは管理」は、設備機器全般の遠隔操作もしくは監視等と読み替えてもよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。
102		設備の管理	19		6	5	2	ア	1		既存防災監視盤の仕様や空窓の状況、必要な改修内容がわかる図面仕様書等を開示してください。また、既存設備製造会社を教えてください。	本質問回答の公表と同日付で、閲覧資料を用意しています。
103		建物管理方式 (中央監視室)	19		6	5	2	ア	1		柏キャンパス内の設備センター内にある中央監視室において行う業務範囲と内容を教えてください。	原則として、本事業における事業者が、柏キャンパス内の設備センターで管理業務等を行うことはありません。
104		設備の管理	19		6	5	2	ア	2		既存中央監視設備の仕様や空窓の状況、必要な改修内容がわかる図面仕様書等を開示してください。	本質問回答の公表と同日付で、閲覧資料を用意しています。
105		建物管理方式の技術者	19		6	5	2	イ	1		本施設内に有資格者の常駐を要しないとありますが、運転監視は、常駐以外の方法で考えてよいことでしょうか。それとも、常駐者は資格が必要ないということでしょうか。	「原則として、本施設内に有資格者の常駐を要しないものとする。」とは、設計要求水準に関する事項であり、法的な有資格者が常駐しなくても本建物の管理が行えるような設備システムを採用することという意図です。
106		照明の初期	21		6	5	3	ア	13	b	初期照度補正は、照度基準 600	60 m ² 以上の部屋を対象として

番号	書類	質問項目・記載位置								質問内容	回答	
		一般書類 契約書類	頁 頁	章	1 条	(1) 項	(1) 号	ア -	イ -			エ -
		照度補正									1x 以上の室を対象にすればよろしいでしょうか。	ください。
107		受変電設備	21		6	5	3	ウ			既存電力監視設備改修の詳細な工事内容が分かるような既存システムの図面仕様書等を開示してください。また、既存設備製造会社を教えてください。	本質問回答の公表と同日付で、閲覧資料を用意しています。
108		受変電設備 (電気主任技術者)	21		6	5	3	ウ			電気主任技術者は大学側からの専任と考えてよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。
109		受変電設備 (電気主任技術者)	21		6	5	3	ウ			電気主任技術者は大学側からの専任の場合、PFI事業に含まれる業務としては海洋研究所の年次点検作業(停電作業)と日常の記録等の運転監視だけで、月次点検は含まれないと考えてよろしいでしょうか。	年次点検作業及び日常の記録等とともに、電気主任技術者の指示に基づき、月次点検についても本事業における事業者が行うものとします。
110		構内交換設備	23		6	5	3	キ	1		本事業で使用できる機器を特定するため、既存システムの電話交換機、各種電話機、PHSの機種名を教えてください。	本質問回答の公表と同日付で、閲覧資料を用意しています。
111		構内交換設備	23		6	5	3	キ	1		交換機は、設備センター内の既存電話交換機を利用することとありますが、既存交換機は事業者が設置するものではないため、管理対象外と考えてよいでしょうか。 構内交換設備の本施設の維持管理対象範囲を明示願います。	の既存交換機の管理は、本事業における事業者の業務範囲外です。の維持管理の業務範囲は、交換機以降の本事業で敷設する設備等が対象となります。
112		構内情報設備	23		6	5	3	ク			本施設として一般的なネットワーク環境を実施とありますが、ネットワーク機器の設定業務の実施範囲を教えてください。	本施設の完成時までの設定業務は、本事業における事業者の業務範囲とし、本施設の完成後の設定業務は、本事業とは別途に大学が実施します。
113		構内情報設備	23		6	5	3	ク	4		無線通信環境を必要とする室は、情報コンセントを設置する室と理解してよろしいでしょうか。情報コンセントの設置基準と合致しない室があれば教えてください。	無線通信環境を必要とする範囲は、本施設の全域です。ただし、要求水準書別表1の「部屋用途」欄に「機械室」、「倉庫」、「通路等(2階ホワイエ、各階ラウンジを除く)」、「トイレ等」と記載されている部屋については必要ありません。

番号	書類	質問項目・記載位置								質問内容	回答	
		一般書類 契約書類	頁 頁	章	1 条	(1) 項	(1) 号	ア -	a -			
114	警報設備	24			6	5	3	コ	1 2		既存設備センターの警報表示盤設置スペースが確認できる図面を開示してください。	本質問回答の公表と同日付で、閲覧資料を用意しています。
115	テレビ共同受信設備	24			6	5	3	サ			地上波アナログ放送は2011年7月に終了しますので、アナログ放送用設備は不要とすることはできませんか。	アナログへの対応も必要であり、本事業における事業者の業務範囲とします。
116	テレビ共同受信設備	24			6	5	3	サ	3		機器に双方向型が指定されていますが想定するサービスは、何でしょうか。必要なれば双方向型を取り止めたいのですが、いかがでしょうか。	双方向型は必要です。講堂、講義室内の講義等を他の居室へ配信するサービスを想定しています。
117	火災報知設備(感知器)	25			6	5	3	シ	2		計算機を主に用いる実験室名を具体的にご教示ください。	2階の電子計算機室以外には、計算機を主に用いる実験室に該当する部屋はありません。
118	セキュリティ(電気錠)設備	25			6	5	3	セ			セキュリティカードの作成枚数(最多での)をご教示ください。 カードの作成費用は事業者負担となりますか。 貴大学他施設のセキュリティカードとの互換性が必要となりますか。	の本施設の完成時の発行分(初期発行分)は500枚です。 の本施設の完成時の発行分(初期発行分)は本事業における事業者の業務範囲とします。本施設の完成後の発行分は本事業とは別途に大学が実施します。の互換性は必要とします。
119	セキュリティ(電気錠)設備	25			6	5	3	セ	3		既存電話交換機は、この機能に対応していると考えますが、システム及び運用の具体的な内容を教えてください。	本質問回答の公表と同日付で、閲覧資料を用意しています。
120	セキュリティ(電気錠)設備	26			6	5	3	セ	4	b	電子計算機室、R I 実験室、図書館のカード錠による入退出管理情報は監視室システムにて保管、管理すると考えてよろしいでしょうか。	R I 実験室は1階R I 管理室内に監視制御盤を設置し、その他の部屋については1階監視室内に監視制御盤を設置することとします。
121	セキュリティ(電気錠)設備	26			6	5	3	セ	5		カードそのもの、及びカード発行業務は本事業の範囲外という認識でよろしいでしょうか。	本施設の完成時の発行分(初期発行分)は本事業における事業者の業務範囲とします。本施設の完成後の発行分は本事業とは別途に大学が実施します。
122	セキュリティ(電気錠)設備	26			6	5	3	セ	5		「カード方式:フェリカ(非接触型)方式とすること」とありますが、カードはすべて大学側にて用意すると考えてよろしいでしょうか。	本施設の完成時の発行分(初期発行分)は本事業における事業者の業務範囲とします。本施設の完成後の発行分は本事業とは別途に大学が実施しま

番号	書類	質問項目・記載位置								質問内容	回答	
		一般書類 契約書類	頁 頁	章	1 条	(1) 項	1) 号	ア -	a -			
											す。	
123	セキュリティ (電気錠)設備	26			6	5	3	セ	5		「カード方式:フェリカ(非接触型)方式とすること」とありますが、事業者側で用意する場合、初期(引渡時)に準備する枚数は何枚になりますでしょうか？ 事業期間中に人員増などにより追加発行が必要な場合、大学側の負担と考えてよいでしょうか？ において、事業者負担になる場合、年平均何枚位必要になりますでしょうか？	の本施設の完成時の発行分(初期発行分)は 500 枚です。 の本施設の完成時の発行分(初期発行分)は本事業における事業者の業務範囲とします。本施設の完成後の発行分は本事業とは別途に大学が実施します。
124	A V 設備	26			6	5	3	チ	1 2		当該 A V 設備はすべて別表 4 の 152 頁の機器番号の 8、9 を除くものに該当し、大学側の管理対象(事業者側の管理対象外)と考えてよいでしょうか。	お考えのとおりです。
125	A V 設備	26			6	5	3	チ	3		当該 A V 設備はすべて別表 4 の 149、150 頁の機器番号 1、3 および 151 頁の機器番号の 1、2、4 を除くものに該当し、大学側の管理対象(事業者側の管理対象外)と考えてよいでしょうか。	お考えのとおりです。
126	遠隔講義設備	26			6	5	3	ツ			遠隔地に設置される設備や、地点間を結ぶネットワークは本事業の範囲外という認識でよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。
127	遠隔講義設備	26			6	5	3	ツ			当該遠隔講義設備は、すべて別表 4 の 149、150 頁の機器番号 2 および 151 頁の機器番号 4 に該当し、大学側の管理対象(事業者側の管理対象外)と考えてよいでしょうか。	お考えのとおりです。
128	機械設備 (各室の設計条件)	27			6	5	4	ア	1	a	庇に給排水管等を納めることとありますが、給排水管を露出型で設置するものと考えてよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。
129	各室の設計条件 (設備埋め込みボックス)	27			6	5	4	ア	1	b	「機械設備」の A 一般事項「各室の設計条件」において、「二重床内に設備スペースを確保できない場合は、床面に設備埋め込	床面に設備埋め込みボックス(通称「バンデ鋼板」という。給水配管 20A・排水配管 40A・都市ガス配管 20A)を適宜設けてく

番号	書類	質問項目・記載位置								質問内容	回答	
		一般書類 契約書類	頁 頁	章	1 条	(1) 項	(1) 号	ア -	イ -			a -
		ス)									みBOX(給水・排水・都市ガス一体型)を適宜設け...」とありますが、要求水準書(資料)の実験室等の項を拝見しますと、事務室系、電算機系室のOA床またはFA床以外は特に二重床の表記はなく、塗床材またはビニルシート仕上げが標準的に掲げられています。これは、「防水性を有する塗床材を指定する室以外は、二重床(フリーアクセス)が望ましく、それらを機能性ビニルシート系仕上げとする、出来ない場合は床直仕上げとして設備を埋め込む」と解するのでしょうか、あるいは「設備配管部分のみトレンチ形式でFA床が望ましい、大半は資料に倣い、こて仕上げのうえ、所定の床仕上げでよい」と解するのでしょうか、ご教示ください。	ださい。
130	機械設備 (空調設備)	27	6	5	4	イ	1	c		各室単位での温湿度整合が出来るシステムとありますが、湿度コントロールが全室対応と考えてよろしいでしょうか。	湿度に関する特記がない一般的な部屋については、その湿度については成り行きとします。	
131	空調設備 (空調能力)	27	6	5	4	イ	1	d		換気に伴う外気導入量を十分考慮し、...空調機能力等の仕様を決定となっており、別表2で給気は送風機+フィルタユニットとなっている室がありますが、直接給気は室内で完全混合と考えてよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。	
132	換気方式 (実験用排気装置)	28	6	5	4	イ	2	b		排気装置1台に対し、スクラバー1台となっていますが、同室同系統等の条件によれば、スクラバーを集約することはできませんでしょうか。	スクラバーを集約することはできません。	
133	換気方式 (実験用排気装置)	28	6	5	4	イ	2	b		排気装置1台に対し、給気ファン1台と外気処理空調機1台を設置するように読めますが、どちらか1台でよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。	
134	機械設備	28	6	5	4	イ	2	b		排気装置は別表3に記載され	前段についてはご質問のとおり	

番号	書類	質問項目・記載位置								質問内容	回答	
		一般書類 契約書類	頁 頁	章	1 条	(1) 項	1) 号	ア -	a -			
	(換気設備)									ている居室外への設置はないと考えてよろしいでしょうか。また、これらの排気装置に対し給気ファン、排気ファン、スクラバー等が1対1対応となっていますが、屋上部分にそれら全点数機器を平置き可能と考えてよろしいでしょうか。平置き出来ない場合、2段積み等の他の提案を行ってよいと考えてよろしいでしょうか。	りです。なお、屋上部分での配置方式(平置き、2段積み等)については、入札参加者の提案によるものとします。	
135	機械設備 (換気設備)	28			6	5	4	イ	2	b	耐食性のある排気ダクトとありますが、貴大学で行われる実験排気はアルカリ性もしくは酸性のものかご教示ください。	要求水準書別表3のドラフトチャンバーの仕様に準拠してください。
136	換気方式 (実験室の開口部)	28			6	5	4	イ	2	b	開口部を設ける実験室は、実験用排気装置のある実験室と考えてよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。
137	機械設備 (給水設備)	29 30			6	5	4	イ	6	b	供給系統は上水・中水・井水の3系統としますが、井水の供給先は、中水の水源および屋外の散水のみと考えますがよろしいでしょうか。	井水の供給先は、1階の飼育機械室淡水槽と屋外散水としてください。
138	排水方式 (その他の実験排水処理)	30			6	5	4	イ	7	a	「その他の実験排水は、適切な処理を講じて」と記述されていますが、具体的には土砂・泥の排除か、中和処理と考えてよろしいでしょうか。	pH測定による中和処理のことです。
139	特殊ガス設備	31			6	5	4	イ	11	b	緊急排気ファンの設置等の安全対策の目的は、室内の酸欠防止と考えてよろしいでしょうか。	酸欠及び中毒への対応です。
140	設置・施行 (耐震措置)	32			6	6	2	オ			什器類の適切な耐震処置を施すこととありますが、耐震対策の検討は「官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説」の「4.4.2 建築設備の耐震設計」に準拠して実施してよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。
141	セミナー室	33			7	1	1	イ	4		セミナー室廊下側ガラス窓が暗転出来ることとありますが、遮光ブラインドにて暗転する	お考えのとおりです。

番号	書類	質問項目・記載位置								質問内容	回答	
		一般書類 契約書類	頁 頁	章	1 条	(1) 項	(1) 号	ア -	イ -			エ -
											と考えてよろしいでしょうか。	
142	セミナー室	33			7	1	1	イ	5		セミナー室室内騒音 NC-30 かつ 35dB A 以下とありますが、ホール並みの室内騒音値となっていますが、要求水準書で記載されている以外でのセミナー室使用をご教示ください。	要求水準書に記載されている以外の使用方法等はありません。
143	セミナー室	33			7	1	1	イ	5		廊下側開口部で引き戸を用いてセミナー室室内騒音 NC-30 かつ 35dB A 以下を確保することは難しいと考えられますが、要求性能が担保出来ない場合要求水準書違反となると考えてよろしいでしょうか。	セミナー室等は設計目標値として設定しています。ただし、講堂については室内許容騒音値として設定しています。
144	実験室等 (遮音壁)	34			7	1	2	ア	6		実験室等において「室内騒音の設計目標値が NC-40 かつ 45dB A 以下」とありますが、これは建築設備騒音(実験機器含まず)、隣室、外部騒音、軽歩行程度の廊下騒音等に対して、引き戸および通風調節扉(閉鎖時)において当該性能を満たす、と解してよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。
145	実験室等 (床の性能)	34			7	1	2	ア	8		実験装置や空調機等の振動に影響されない～とありますが、防振措置の仕様策定上、実験装置の詳細について、特に大型のものについてご教示下さい。	要求水準書別表 1 の(b)建築関係の「振動発生」欄を参照してください。
146	実験室等	34			7	1	2	ア	8		床の構造体における微振動や固体伝搬音の貴大学が想定されている許容値をご教示ください。	「建築物の振動に関する居住性能評価指針」(日本建築学会)により、人の動作や設備による振動鉛直振動に関する性能評価曲線 V-70～90 及び交通による水平振動に関する性能評価曲線 H-70～90 とし、それを超えるものは設備側で対応します。
147	実験室等 (システム天井)	34			7	1	2	ア	9		システム天井が望ましい、とありますが、例えばクリーンルーム等で室性能から、より望ましい仕様が提案できると判断した場合、他の仕様の提案も可能と考えてよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。

番号	書類	質問項目・記載位置								質問内容	回答
		一般書類 契約書類	頁 頁	章	1 条	(1) 項	(1) 号	ア -	a -		
										か。	
148	海洋生物飼育施設(海水、井水、エアー)	34			7	1	2	イ	4	海水、井水、上水、エアーの事業者工事は配管工事のみと考えてよろしいでしょうか。	配管工事とともに、地下ピットに設置する海水貯水タンク(15 m ³ 以上 3 基)の整備が、本事業における事業者の業務範囲です。
149	海洋生物飼育施設	34			7	1	2	イ	5	室内洗い場とは、地流しと考えてよろしいでしょうか。また、その必要寸法をご教示ください。	室内の洗い場は、本事業とは別途に大学が設置します。本事業においては、当該洗い場部分への給水、排水設備を設置してください。なお、要求水準書別表 2、別表 4 を参照してください。
150	海洋生物飼育施設(見学や公開)	34			7	1	2	イ	8	部外者が立ち入ることのできない~とある一方で、一般への見学や公開を意識した施設とありますが、建物外部へ向けての視覚的な操作等、建築的な操作を意図されていますでしょうか。あるいはセキュリティを優先し、外部から普段はわからず、セキュリティラインを超えるのになんらかの手続きを要する等の解決法を意図されていますでしょうか。	ご質問の後段のとおりです。通常時は関係者の利用のみでありセキュリティを優先するとともに、見学及び公開時には参加者等に分かりやすい配置等としてください。
151	海洋生物飼育施設(停電への配慮)	34			7	1	2	イ	9	エアー供給の確保としては、ブローアに発電機電力を供給することでよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。重要負荷の一つとして、停電時には自動的に商用電力から発電機電力に切り替わるようにしてください。
152	メールボックス室	36			7	1	3	イ	3	外部から各居住者が~とありますが、居住者が受け取る側を内部(共用部)、配達する側をメールボックス室と解釈することは可能でしょうか。あるいは屋外という意味での外部から、受取可能とすることが必要でしょうか。	ご質問の前段のとおりです。
153	多目的ラウンジ(テナントスペース)	36			7	1	3	エ	1	「(中略)テナントスペースとして飲食店が入居することを想定する」との記載がありますが、本事業において飲食店は維持管理業務対象外と考えてよいでしょうか。	お考えのとおりです。

番号	書類	質問項目・記載位置								質問内容	回答				
		一般書類 契約書類	頁 頁	章	1 条	(1) 項	(1) 号	ア -	イ -			エ -	オ -		
154	多目的ラウンジ	36			7	1	3	イ	2					飲食店の厨房器具は事業者工事に含まれていないと考えてよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。
155	荷物積込場及びエプロン	37			7	1	3	オ	5					荷物積込場との間にガラスの間仕切りとありますが、資料18では記入されていないように見受けられます。意図としては、資料18の1階プラン、展示という文字左側の点線あたりと考えてよろしいでしょうか。そして「開放」の程度は部分的ではなく、全開に近いものと考えてよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。
156	講堂(床部分)	37			7	1	3	カ	3					～階段床部分と平土間部分とありますが、こちらのイメージとずれがあるといけないので、それぞれの語をもう少し詳しく解説いただけますでしょうか。また、固定椅子・机にはマイク等の設備の設置はお考えでしょうか。	階段床部分とは、階段状の床に座席が設置してある部分のことです。平土間部分とは、平らな床に座席が設置してある部分のことです。設備については、要求水準書のとおりです。
157	講堂(音響特性)	37			7	1	3	カ	10					講堂の音響性能に関し「講義と音楽の両方に対応できるよう、簡便な残響可変ができること」とありますが、これは両方の利用目的を想定した性能を備えたうえで、「大掛かりではない範囲で残響可変を考える」という意味と捉えてよろしいでしょうか、あるいは具体的な音響目標数値や残響可変目標値がありましたらご教示ください。	お考えのとおりです。音響性能として、大掛かりな装置や設備を整備するのではなく、簡便な装置や設備の整備をもって残響可変を考えるという意味です。
158	講堂	37			7	1	3	カ	10					講堂残響時間をご教示ください。また、残響可変は電子音響手法と考えてよろしいでしょうか。	音響性能として、大掛かりな装置や設備を整備するのではなく、簡便な装置や設備の整備をもって残響可変を行ってください。なお、電子音響手法の残響可変であっても良いものとします。
159	図書室(集密書庫)	38			7	1	3	ケ	1 3					集密書庫及び電動集密書庫の寸法と重量、または、必要な積載荷重が定められているようでしたらご教示下さい。また、	要求水準書別表2の41頁の図書室の「特殊条件」の欄を参照してください。また、要求水準書別表1(a)一般事項の「床荷

番号	書類	質問項目・記載位置								質問内容	回答
		一般書類 契約書類	頁 頁	章	1 条	(1) 項	1) 号	ア -	-		
										他の部屋も含め、重量の大きな特殊な機器等がありましたらご教示下さい。	重」の欄についても参照してください。なお、本質問回答の公表と同日付で、閲覧資料を用意しています。
160	廊下(情報板)	39			7	1	3	シ	4	各室の壁とありますが、廊下側の壁という認識でよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。
161	便所(ブース)	40			7	1	3	タ	1	便所のブースについて、「下部、上部のアキを作らない」とありますが、ブース間の隔てを含めて、全て上下にクリアランスを設けず、照明、換気も個別に対応することと解してよろしいでしょうか。	防犯上の配慮から、ブースの間仕切りについては、下部、上部のアキ(クリアランス)を設けないものとします。ただし、換気のための最小限のアキ(クリアランス)はこの限りではありません。
162	屋上(ステンレス製フック)	41			7	1	3	ツ	2	危機の転倒防止のための設備として、床面にステンレス製フックを升目状に規則的に設置するとありますが、設置スペースや間隔等の仕様についてご教示下さい。	設置スペースは要求水準書資料 18 屋上参考プランの「屋外実験スペース」とし、おおむね 2m 間隔で設置するものとします。
163	屋上	41			7	1	3	ツ	2	屋上設置を計画している観測装置のサイズ、重量及び設置方法、固定方法等をご教示ください。	人荷用 23 人乗りのエレベーターで搬入が可能な範囲の観測装置等を想定しています。また、原則として、設置方法は屋外実験スペースへの直置きとし、固定方法はワイヤーロープ等を用いて床面のフックに固定することを考えています。
164	設計に関する要求事項(本施設担当者)	41			8	1	1	ア		「本施設担当者」とは建築精通者ですか。	本施設担当者は、大学本部(施設・資産系)の職員です。
165	設計に関する要求事項(本施設担当者)	41			8	1	1	ア		「本施設担当者」とは複数担当者ですか。複数である場合、複数担当者間の調整も含まれますか。	本施設担当者は、大学本部(施設・資産系)の職員であり、建築、電気、機械の各担当者がいます。なお、各担当者間の調整は大学としても行いますが、事業者にあっても本事業における業務範囲として対応してください。
166	設計に関する要求事項(本施設担当者)	41			8	1	1	イ		「本施設担当者及び居住者と連絡をとり、かつ十分に打合せをして業務の目的を達成する」とありますが、本施設担当者及び	本施設担当者及び居住者と連絡をとりかつ十分に打合せをして業務の目的を達成することとし、その中には原則とし

番号	書類	質問項目・記載位置							質問内容	回答
		一般書類 契約書類	頁 頁	章	1 条	(1) 項	1) 号	ア -		
									居住者間の調整も含まれますか。	て、本施設担当者及び居住者間の調整も含まれるものとしします。ただし本施設では、PFI事業での整備に配慮し、踏み込んだ基本計画(参考プラン)及び具体的な要求水準を提示することで、前述の調整を可能な限り低減しています。また、大学の本部(施設・資産系)及び海洋研究所としても、必要となる調整については、積極的に取り組んでいく予定です。
167	設計に関する要求事項(居住者)	41		8	1	1	イ		「業務の詳細及び当該工事の範囲について、本施設担当者及び居住者と連絡を取り…」とありますが、「本施設担当者」の方は、当該業務において「居住者との窓口」の方と理解してよろしいでしょうか、あるいは事業者側にて、個別に連絡・調整することになるのでしょうか。	大学本部(施設・資産系)の本施設担当者とは別に、居住者の窓口として、海洋研究所の施設係をこの任に当てる予定です。
168	設計に関する要求事項(総合的な図面)	41		8	1	1	イ		「各室の設計に当たっては…什器類、大学調達物品、既存物品を含めた総合的な図面を作成し…」とありますが、これらについては別表参考図面に提示された平面計画に際して、ひと通りのレイアウト検証はなされているものと考えてよろしいでしょうか、あるいは今後総合的なレイアウトを実際行ってみて、支障がある場合には、各室の規模や平面計画にもフィードバックして変更がありうる、と考えるのでしょうか。	基本計画(参考プラン)の作成過程において、おおよその什器配置等の検討を行っていますが、事業者の提案や詳細な検討によって、各室の規模や平面計画について、多少の変更はあり得るものと考えられます。
169	設計に関する要求事項(設計条件整理表)	42		8	1	1	キ		要求水準整理表は、フォーマット等何らかのイメージ、またはご指定がございましたらご教示下さい。	特定の様式はありませんが、事業者の提案に基づき、大学と事業者とで協議して定める予定です。
170	設計に関する要求事項(提出する設計図書)	42		8	1	2	イ		提出すべき設計図書に「避難安全検証」とありますが、これは「階避難、または全館避難の検証を必ず行い」その結果を提出するという意味でしょうか、あるいは「その選択は任意であ	ご質問の前段のとおりです。避難安全検証は必ず行ってください。ただし、検証の方法については、事業者の提案によるものとしします。

番号	書類	質問項目・記載位置								質問内容	回答
		一般書類 契約書類	頁 頁	章	1 条	(1) 項	(1) 号	ア -	イ -		
										り、行った場合には、提出図書に含める」という意味でしょうか、ご教示ください。	
171	施工に関する要求事項 (施工管理)	43			8	1	5	7		「施工管理」の項において、「...設計図書及び施工計画に従って工事を実施すること」とありますが、工事中キャンパス内における、工事車両動線の制約条件(使用できないルートまたは箇所、あるいは制約がある時期等)がありましたらご教示ください。また、資材置き場等は当該工事範囲内で完結するべきものと考えているのでしょうか、あるいは提案によっては、工事範囲外も可能でしょうか。	本質問回答の公表と同日付で、閲覧資料を用意しています。
172	事業者の業務範囲	44			2	1				実施方針の質問回答において、「保安警備業務については、選定事業者の業務範囲外とする予定です。具体的には、入札説明書等において提示します。」とありますが、入札説明書等に記載が見当たりません。保安警備業務(人的警備、機械警備)は事業者の業務範囲外と考えてよいのでしょうか。	お考えのとおりです。
173	維持管理業務に関する要求水準 (事業者の業務範囲)	44			2	1				警備業務は、「事業者の業務範囲」外という理解でよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。
174	業務実施の考え方(省エネルギー法)	44			2	2	8			省エネ法に関する業務は柏キャンパス全体で行い、エネルギー管理士は大学側からの選任と考えてよろしいでしょうか。その場合、PFI事業に含まれる業務としては、海洋研究所に関するエネルギー使用状況の記録と大学側のエネルギー管理士と共に行う海洋研究所に関するエネルギー管理標準の作成及び改訂と考えてよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。ただし、関連する日常的な提案は、本事業における事業者の業務範囲とします。また、要求水準書 52 頁の 6 その他及び事業契約書(案)第 50 条についても参照してください。
175	作業従事者の要件等	44			2	3				作業従事者が本施設に最低限常駐する必要がある曜日と勤	入札参加者の提案によるものとします。

番号	書類	質問項目・記載位置								質問内容	回答
		一般書類 契約書類	頁 頁	章	1 条	(1) 項	(1) 号	ア -	a -		
										務時間教えてください。	
176	作業従事者の要件等	44			2	3	1			危険物保管庫、液体窒素タンクで資格者が必要になる場合、事業者側からの選出が求められますか。	危険物保管庫、液体窒素タンク等の設置に伴い資格者が必要となる場合は、大学が当該資格者を選任し対応します。
177	維持管理業務に関する要求水準(費用の負担)	46			2	9				ここで記載されているサービス購入費は、建物保守管理業務、設備保守管理業務、清掃業務のみに関わる費用と考えてよろしいでしょうか。(その他の費用に該当する費用(法人税、利益等)は、含まないと考えてよろしいでしょうか)	維持管理費相当の定義については、入札説明書 31 頁の 2(1) サービス購入費の構成を参照してください。
178	維持管理業務に関する要求水準(費用の負担)	46			2	9				維持管理費相当年間額が 25 百万円以下となっておりますが、その根拠は何処から何に基づき算定されているのか出来る限りご教示下さい。	現状の海洋研究所の維持管理に要している費用に基づいて設定したものです。この費用の範囲内で、要求水準を満たすとともに最大限の効果が得られる、コスト縮減策を含めた提案を期待しています。
179	建物保守管理業務(要求水準)	47			3	3			アイエケ	仕上げ材や塗料の浮き・剥落・ひび割れ等に関して、軽微なもので機能上支障がないものについては、要求水準を満たしていないと判断されないと理解してよろしいでしょうか。	原則として、軽微なものであっても、仕上げ材や塗料の浮き・剥落・ひび割れ等がない状態を維持するものとします。
180	作業従事者の要件等	48			4	1				設備保守管理業務の対象は、「本件事業による建物を機能させるため、事業者により設置された各種設備及び備品を対象とする。」とありますが、事業者では管理できない別表 3 のドラフトチャンバーや R I 施設及び R I 施設内の付属設備等什器については、管理対象外としていただけないでしょうか。	ご指摘のとおり、要求水準書別表 3 のドラフトチャンバー、R I 施設及び R I 施設内の付属設備等什器についても、本事業における事業者の業務範囲外とします。
181	作業従事者の要件等	48			4	1				本件事業による建物を機能させるため、事業者により設置された各種設備及び備品を対象とする、とありますが、別表 4 に記載のものは大学側の管理(事業者の管理対象外)と考えてよいですか。	お考えのとおりです。

番号	書類	質問項目・記載位置								質問内容	回答			
		一般書類 契約書類	頁 頁	章	1 条	(1) 項	1) 号	ア -	ア -			a -	a -	
182		作業従事者の要件等	48		4	1							「R I施設の負圧空調管理及びクリーンルームにおける清浄度管理は大学側の施設管理業務とする。」とのことですが、R I施設の負圧空調管理するために必要と考えられる排風機等及びR I施設に付属する設備の保守も大学側の業務に含むと考えてよろしいのでしょうか。	お考えのとおりです。
183		作業従事者の要件等	48		4	1							「R I施設の負圧空調管理及びクリーンルームにおける清浄度管理は大学側の施設管理業務とする。」とのことですが、電離放射線障害防止規則にあるR I施設の作業環境測定に関しても、大学側の業務に含むものと考えてよろしいのでしょうか。	お考えのとおりです。
184		作業従事者の要件等	48		4	1							「R I施設の負圧空調管理及びクリーンルームにおける清浄度管理は大学側の施設管理業務とする。」とのことですが、クリーンルームにおける清浄度管理とは、清浄度管理するために必要と考えられる空調機等及びに付属する設備の保守も大学側の業務に含むと考えてよろしいのでしょうか。	お考えのとおりです。
185		設備保守管理業務の対象	48		4	1							R I設備および海水設備の維持管理業務要求水準(業務範囲)についてご教示ください。	R I設備及び海水を扱う設備の維持管理は、本事業における事業者の業務範囲外とします。
186		設備保守管理業務(要求水準)	48		4	2	3						「保全業務標準仕様書」に該当するものは基づき保守・点検を行うこととありますが、具体的な点検内容や回数は、事業者の提案と考えてよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。
187		設備保守管理業務(要求水準)	48		4	2	3						『保全業務標準仕様書(文部科学省大臣官房文教施設部)』に基づく保守・点検とありますが、周期などは参考とすることで、要求水準を満たされれば周期などは変更が可能と理解し	お考えのとおりです。

番号	書類	質問項目・記載位置								質問内容	回答	
		一般書類 契約書類	頁 頁	章	1 条	(1) 項	1) 号	ア -	a -			
										て宜しいでしょうか。		
188		設備保守管理業務通信 (要求水準)	48			4	2	3	ウ	2	「バックアップが必要なものは、適切な処置がなされているようにする。」とありますが、大学側にてバックアップが必要と考えているものを教えてください。	大学としては想定しておりません。入札参加者の提案によるものとします。
189		設備保守監視業務(設備運転監視)	50			4	2	5			機械監視によることができるものとすると思いますが、敷地外の遠隔監視が可能と考えてよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。
190		清掃業務 (日常清掃)	50			5	3	1	イ	1	ごみ箱、汚物容器、厨茶入れ等について、始業前までに内容物が空の状態になっていることとありますが、始業時間とは何時と考えればよろしいでしょうか。 また、他に作業時間で制約はありますかでしょうか。	の始業時間は 9 時とします。 の作業時間は、常識的な範囲内であれば、入札参加者の提案によるものとします。
191		清掃業務 (日常清掃)	50			5	3	1	イ	1	清掃可能な作業時間をお示してください。	清掃可能な作業時間について、特に制約を設けませんが、常識的な範囲内であるとともに海洋研究所の日常活動に留意してください。
192	別	<別表 1> 圧縮空気	5	別		1					圧縮空気の製造装置の設置は大学工事と考えてよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。
193	別	<別表 1> 技術職員室	6	別		1					各居室の要求水準の中に技術職員室がありますが、技術職員の勤務時間と勤務日数、業務範囲を教えてください。	一般的な居室と同様とし、 について基本は 8 時 30 分から 17 時 15 分時です。 については質問内容が分かりかねます。
194	別	<別表 1> (階段)	10	別		1					階段の(i)室内環境が E1 となっていますが、全ての階段室を空調するのでしょうか	すべての階にわたって、廊下及び階段ともに空調の必要はありません。
195	別	<別表 4> 新規・移設・将来予定	93	別		4					【別表 4】各室に大学が調達し設置する予定の機器・備品等(参考)の凡例におきまして、項目(19)の「新規・移設・将来予定」に空欄がある場合の記載がございません。どのように考えればよろしいでしょうか。	要求水準書別表 4 の「19 新規・移設・将来予定」欄が空欄になっているものは、新規か移設のどちらにするかが決まっていない機器・備品等です。
196	別	<別表 4>	152	別		4					別表 4 は、各室に大学が調達し	要求水準書別表 4 の「20 備考」

番号	書類	質問項目・記載位置								質問内容	回答		
		一般書類 契約書類	頁 頁	章	1 条	(1) 項	(1) 号	ア -	ア -			a -	a -
		新規・移設・ 将来予定										設置する予定の機器・備品等(参考)となっていますが、備考欄に、(事業者が調達)とある機器については、どのような扱いになるのでしょうか。	欄に「事業者が調達」と記載されているものについては、本事業における事業者の業務範囲となりますので注意してください。
197	別	ガスクロマトグラフ質量分析計	292	別	4							ガスクロマトグラフ質量分析計の排気処理はオイルセパレータの後、直接排気として宜しいでしょうか	お考えのとおりです。
198	資	<資料 3> 柏キャンパス外構計画図	461	資	3							外構計画図で計画地西側にごみ置場・危険物保管庫・廃棄物保管庫を配置する計画となっておりますが、この施設にアクセスする周辺構内道路は本事業工事開始までに整備されるもとと考えてよろしいでしょうか。	当該部分の構内通路は、本施設の完成時まで、別途大学が整備する予定です。
199	資	<資料 18> 参考プラン	481	資	18							参考プランにて、各居室間の連絡用開口が設けられている記載(例えば、1階 124(飼)処理室 1 と 125(飼)処理室 2 間)がありますが、これらの連絡用開口が図面上に全て記載されていると考えてよろしいでしょうか。	参考プランとともに、要求水準書本文、要求水準書別表 1、別表 2 などを参照してください。
200	資	<資料 18> 参考プラン	481	資	18							室の色が 2 色に塗り分けられています。色の使い分けについて意図があればご教示下さい。	色の濃い部分は各部門に属する部屋を示し、色の薄い部分は本所の共通室を示します。
201	資	<資料 18> 参考プラン	483	資	18							2 階 204 図書閲覧室と 205 図書閲覧室が中廊下を挟んで配置されていますが、図書収蔵庫を主とする 204 と事務及び閲覧を主とする 205 の貴大学が想定されている運用方法をご教示ください。	要求水準書別表 2 の 41 頁の図書室の「使用内容」を参照してください。また、204c の図書ラウンジは中庭側に面しており、居住性の高い閲覧室の実現を期待しています。
202		評価項目及び評価基準	4		4	2	1				a	品質マネジメント、環境マネジメントとは、設計・施工段階における品質管理及び環境配慮であり、維持管理段階におけるサービス品質管理、また、施設環境改善の他面に渡るものと考えてよろしいでしょうか。	ここでの品質マネジメント、環境マネジメントに対する基本的な考え方とは、本事業におけるサービス(設計、建設、工事監理、維持管理業務)の提供の全般にわたるものと考えてください。

番号	書類	質問項目・記載位置								質問内容	回答	
		一般書類 契約書類	頁 頁	章	1 条	(1) 項	(1) 号	ア -	イ -			ロ -
203	評価項目及び評価基準	4		4	2	1				b	専任で配置する技術者の設計実績が本事業に活用できる事項とは、設計施設内容が本事業に類似していることであり、R I 実験施設以上を持つ研究施設と考えてよろしいでしょうか。	専任で配置する管理技術者及び主任担当技術者の設計実績が本事業に活用できる事項は、入札説明書 8(1)3)ア の a・b を満たしている必要はなく、入札参加者の判断で選定するものとします。
204	評価項目及び評価基準	5		4	2	1				c	施工にあたる者がその施工実績が本事業に活用できる事項とは、施工施設内容が本事業に類似していることであり、R I 実験施設以上を持つ研究施設と考えてよろしいでしょうか。	建設に当たる者の施工実績が本事業に活用できる事項は、入札説明書 8(1)3)イ の a・b を満たしている必要はなく、入札参加者の判断で選定するものとします。
205	<第 8 条> 事業契約不調の場合の 処理	2		8							「事由の如何を問わず、...相互に債権債務関係を生じないことを、甲及び乙は確認するものとする。」とありますが、入札説明書(P19) 22(4)事業契約書の締結では、「選定事業者が事業契約を締結しない場合は、大学は違約金として落札金額の 100 分の 5 に相当する金額を請求することがある。」と記載されています。どちらの文言が正解でしょうか。	基本協定書第 8 条を次のとおり変更します。 第 8 条 乙又は事業予定者の責めに帰すべき事由により事業契約の締結に至らなかった場合、甲は、違約金として入札金額の 100 分の 5 に相当する金額の支払を乙に請求できるものとする。 2 甲の責めに帰すべき事由により事業契約の締結に至らず、これに起因して乙において損害が生じた場合、乙は、甲に対して損害賠償を請求できるものとする。 3 甲及び乙の責めに帰すべき事由によることなく事業契約の締結に至らなかった場合には、既に甲及び乙が本事業の準備に関して支出した費用は各自の負担とし、甲乙間に債権債務が生じないものとする。
206	<第 1 条> 定義	3	1	1							「本契約」の定義を明示いただけますでしょうか。	「本契約」とは「東京大学(海洋研)総合研究棟施設整備等事業事業契約書」のことであり、「この契約」という意味です。特に定義していませんが、通常、契約書の中で当該契約を指す言葉として使われます。事業契約書(案)前文後段の「本契約の証として、本書 2 通を作成し

番号	書類	質問項目・記載位置										質問内容	回答	
		一般書類 契約書類	頁 頁	章	1 条	(1) 項	(1) 号	ア -	-	a -	-			
													...も記載により明らかなです。	
207		<第1条> 定義	3	1	1								「本契約」には、事業契約書(案)に関する第1回及び第2回質問回答書の内容が含まれると理解してよろしいでしょうか。	事業契約書(案)に関する質問について、お考えのとおりですが、「本契約」には「第1回及び第2回質問回答書(事業契約書(案)に関する質問に限る。)」のうち、「本契約」に反映させるのが適当なものについては、これを反映させることに留意してください。
208		<第8条> (履行保証金)	5	2	8								履行保証保険契約の締結は必須条件でしょうか。必須条件ではないとした場合、代替として、同等の保証内容を備える保証方法について事業者側で検討することは可能でしょうか。	事業契約書(案)第8条の「履行保証保険契約の締結」は、必須の事項です。
209		<第8条> 履行保証金	5	2	8	1							履行保証保険にかわり、金融機関による保証や保証会社による保証も許容されますでしょうか。	履行保証保険契約としてください。
210		<第8条> 履行保証金	5	2	8	1 2 3 4							履行保証保険と同等の内容であれば、金融機関や保証事業会社の保証でも差し支えないでしょうか。	履行保証保険契約としてください。
211		<第10条> 第三者による実施	6	3	1	2							「第1項に記載する者以外の者」とは、事業者から直接業務を受託する者を指し、事業者が直接業務を委託する者から業務の再受託を受ける者は含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。
212		<第9条> 本件施設的设计	6	3	9	2							「十分に大学に打ち合わせなければならない。」とありますが、「十分に大学と打ち合わせなければならない。」の誤りではないかと危惧します。	事業契約書(案)第9条の「十分に大学に...」を「十分に大学と...」に訂正します。
213		<第11条> 設計の変更	7	3	11	2							事業契約書(案)第11条第2項に基づく設計変更の場合、事業契約書(案)第12条第4項と同様に、協議の上、引渡予定日及び供用開始日を変更することができるかと理解してよろしいでしょうか。	協議に基づく引渡予定日及び供用開始日の変更を認めるものとします。

番号	書類	質問項目・記載位置								質問内容	回答		
		一般書類 契約書類	頁 頁	章	1 条	(1) 項	(1) 号	ア -	イ -			ウ -	
214		<第 14 条> 設計の完了	8	3	14	4						事業者が提出する工事費内訳明細書等は大学及び事業者を拘束するものではないとありますが、どのような意味でしょうか。	事業契約書(案)第 14 条第 4 項の「拘束するものではない」とは、各項目間での調整(入り繰り)を認めるとともに、事業契約の各条項に基づく増加費用等の算出に当たっては、参考として取り扱うという趣旨です。
215		<第 18 条> 第三者への委託等	9	4	18	2						「第 1 項に記載する者以外の者」とは、事業者から直接工事を請負う者を指し、事業者が直接工事を請負わせる者から工事の下請けをする者は含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。
216		<第 20 条> 建設場所の管理	9	4	20	3						大学の責めに帰すべき事由により追加の費用が発生した場合は大学がその費用を負担するという点でよろしいでしょうか。	お考えのとおりですが、建設場所の管理は事業者が行うものであり、ご質問のようなケースは生じないものと考えています。
217		<第 21 条> 建設に伴う各種調査	10	4	21	5						事業者の責めに帰すべき事由によらない土壌汚染の処理費用等については、平成 19 年 4 月 9 日付け「東京大学(海洋研)総合研究棟施設整備等事業実施方針」P21 添付資料 1 リスク分担表(案) 20 に基づき、大学の負担と考えてよろしいでしょうか。	ご質問の土壌汚染は、事業契約書(案)第 12 条第 2 項の「本件土地の瑕疵」又は第 21 条第 5 項の「通常予期し得ない地中障害物」に相当するものとし、その費用については第 12 条第 3 項によるものとします。
218		<第 22 条> 本件施設の建設に伴う近隣対策等	10	4	22							近隣対策に関して、事業内容及び事業に関する説明は大学が行い、工事に関する説明は事業者が行うという理解でよろしいでしょうか。	原則として、お考えのとおりです。
219		<第 23 条> 備品の整備・搬入	10	4	23	2						実施方針に方針に関する質問回答 123 において、「引越し作業に関する事業者の業務範囲については、入札説明書等で具体的に提示する」とありますが、事業契約書(案)第 23 条第 2 項に定めるスケジュールの調整等の大学が別途発注する備品の搬入への協力以外にはないと理解してよろしいでしょうか。	原則としてお考えのとおりですが、事業契約書(案)第 23 条第 2 項の「大学が別途発注する備品の搬入作業」には、現海洋研究所から移設する備品を含むとともに、当該備品の据付けについても含まれるものとします。

番号	書類	質問項目・記載位置								質問内容	回答				
		一般書類 契約書類	頁 頁	章	1 条	(1) 項	(1) 号	ア -	ア -			a -	a -		
220		<第 23 条> 備品の整備 ・搬入	10	4	23	2								備品の搬入により、事業者の協力の合理的範囲を超えて事業者 に追加費用及び損害は発生 した場合には、その追加費用及 び損害は大学が負担するもの と理解してよろしいでしょ うか。	追加費用及び損害の帰責事由 とともに、大学と事業者との協 議によるものとします。
221		<第 25 条> 大学による 中間確認及 び建設現場 立会い等	11	4	25	2								「最大限の協力」とありますが、 事業者は合理的に可能な範囲 で「最大限の協力」を行えば足 りとの理解でよろしいでしょ うか。	お考えのとおりです。
222		<第 27 条> 大学による 本件施設の 完成確認	12	4	27	1								「事業者による前条の完成検査 の終了後、本件施設の引渡しに 先立ち、以下の方法により施設 ごとに完成確認を実施する」と ありますが、完成確認は、事業 者による完成検査後遅滞なく 行われると考えてよろしいで しょうか。	お考えのとおりです。
223		<第 29 条> 大学による 本件施設の 維持管理業 務体制確認	12	4	29									「大学は、本件施設の引渡しに 先立ち、要求水準書との整合性 の確認のため、本件施設の維持 管理業務の実施体制の確認を 行うものとする。」とありませ が、当該確認は、事業者による 通知の後、遅滞なく行われると 考えてよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。
224		<第 33 条> 工期変更等 の場合の費 用負担	13	4	33	1	1							「合理的な範囲」とは、具体的に どのような範囲でしょうか。	工期変更等に起因して相当因 果関係の範囲内で生じたと認 められる増加又は追加費用を 想定していますが、具体的には 個別的に定めます。
225		<第 33 条> 工期変更等 の場合の費 用負担	13	4	33	1	3							「合理的な範囲」とは、具体的に どのような範囲でしょうか。	工期変更等に起因して相当因 果関係の範囲内で生じたと認 められる増加又は追加費用を 想定していますが、具体的には 個別的に定めます
226		<第 34 条> 建設工事中 に事業者が 第三者に及 ぼした損害	13	4	34	2								工事の施工に伴い通常避ける ことができない理由により生 じた損害に関しては、東京大学 工事請負契約要領別記第 1 号 工事請負契約基準第 28 第 2 項 と同様に、発注者の負担として	原案のとおりとします。

番号	書類	質問項目・記載位置								質問内容	回答
		一般書類 契約書類	頁 頁	章	1 条	(1) 項	(1) 号	ア -	イ -		
										いただけないでしょうか。	
227	<第 36 条> 引渡手続	14	4	36						B T O 事業である本事業においては、事業者不動産取得税は課されないものと理解してよろしいでしょうか。	事業者と建設企業間の建設工事請負契約並びに約款に所定の追加記載を行うことにより、不動産取得税が課税されないものと理解しています。
228	<第 37 条> 本件施設の 引渡遅延による費用負担	14	4	37	1					合理的増加費用には、事業者の資金調達にかかる増加費用も含まれるということによろしいでしょうか。	お考えのとおりです。事業契約書(案)第 37 条第 1 項の「合理的な増加費用」には、資金調達に係る事業者が生じた合理的な増加費用も含まれるものとします。
229	<第 37 条> 本件施設の 引渡遅延による費用負担	14	4	37	2					「施設費相当額」は、正しくは「施設整備費相当額」でしょうか。	ご指摘のとおりです。当該箇所「施設費相当額」を「施設整備費相当額」に訂正します。
230	<第 37 条> 本件施設の 引渡遅延による費用負担	14	4	37	2					遅延損害金については、損害賠償額の予定としていただけないでしょうか。	原案のとおりとします。
231	<第 38 条> 瑕疵担保責任	14	4	38	4					本件施設の引渡しの日直後に大学が滅失又は毀損を知った場合、瑕疵担保期間は実質的に 1 年程度に短縮されるという解釈でよろしいでしょうか。	ご質問の趣旨がよく理解できませんが、いわゆる瑕疵担保期間はあくまでも 2 年間(若しくは 10 年間)であり、大学による権利の行使は当該滅失又は毀損を知った日から 1 年以内に行わなければならないということです。
232	<第 44 条> 近隣対策	16	5	44						維持管理業務に関する近隣対策について、本件施設そのものに対する近隣対策については、大学に対応いただける、又は事業者が対応し大学に費用負担いただけるものと理解してよろしいでしょうか。	維持管理段階における近隣対策は、本件施設そのもの(大学の事業内容)に対するものについては大学が行い、維持管理業務に対するものについては事業者が行うものとします。
233	<第 48 条> 第三者に及ぼした損害等	17	5	48	2					維持管理業務に伴い通常避けることができない騒音等の理由により第三者に損害を及ぼした場合、事業者が損害を賠償する規定となっておりますが、通常避けることができないのであれば不可抗力としてみな	維持管理業務に伴う騒音等は、予見可能なものであり、不可抗力には該当しません。事業者において適切な対応をとってください。

番号	書類	質問項目・記載位置								質問内容	回答	
		一般書類 契約書類	頁 頁	章	1 条	(1) 項	1) 号	ア -	ア -			a -
											され、第 10 章が適応されるのではないのでしょうか。	
234		<第 48 条> 第三者に及ぼした損害等	17	5	48	2					維持管理業務にともない通常避けることのできない理由により生じた損害に関しては、東京大学工事請負契約要領別記第 1 号工事請負契約基準第 28 第 2 項と同様に、発注者の負担としていただけないでしょうか。	原案のとおりとします。
235		<第 48 条> 第三者に及ぼした損害等	17	5	48	3					維持管理期間中の保険について、入札説明書等で義務付けられたものは無いものと思われませんが、本項では具体的にどのような保険を想定しておりますでしょうか。	当該期間中の保険について、入札参加者による提案があった場合に記載する予定です。
236		<第 49 条> 維持管理業務開始の遅延	17	5	49						第 37 条 1 項の(事業者の責めに帰すことのできない)事由により維持管理業務開始の遅延が発生した場合は、引渡しから維持管理業務開始までの維持管理業務にかかる費用については、別途大学が負担いただくと考えてよいのでしょうか。	本件施設の維持管理業務の開始が供用開始日より遅延した期間について、当該期間の維持管理業務を行わないわけであり、大学はサービス購入費の支払義務を負いません。なお、事業契約書(案)第 37 条第 1 項の規定に基づき、大学の責めに帰すべき事由、不可抗力又は事業者の責めに帰すことのできない事由により本件施設の引渡しが遅延した場合、大学は当該遅延に伴い事業者が負担した合理的な増加費用に相当する金額を事業者に対して支払うものとしています。
237		<第 50 条> 支援業務等	17	5	50	1					「各種の支援」の具体的な内容、範囲を明示していただけますでしょうか。	本事業では、施設の維持管理・運営に伴うコストの削減(省力化、省修繕化、省エネルギー化等)を重要視しており、入札参加者の積極的な提案を期待しているところです。また、それらの提案を具体的かつ有効なものとするためには、維持管理の段階における専門的な立場からの定期的な支援、調査・検討、提言が必要と考えています。事業契約書(案)第 50 条の「支援業務等」の具体的な内容

番号	書類	質問項目・記載位置								質問内容	回答	
		一般書類 契約書類	頁 頁	章	1 条	(1) 項	(1) 号	ア -	イ -			エ -
											及び範囲については、以上の趣旨を踏まえた上での入札参加者の提案によるものとします。	
238		<第 50 条> 支援業務等	17	5	50	2					「調査・検討・提言」の具体的な内容、範囲を明示していただけますでしょうか。	本事業では、施設の維持管理・運営に伴うコストの削減(省力化、省修繕化、省エネルギー化等)を重要視しており、入札参加者の積極的な提案を期待しているところです。また、それらの提案を具体的かつ有効なものとするためには、維持管理の段階における専門的な立場からの定期的な支援、調査・検討、提言が必要と考えています。事業契約書(案)第 50 条の「支援業務等」の具体的な内容及び範囲については、以上の趣旨を踏まえた上での入札参加者の提案によるものとします。
239		<第 52 条> 第三者による実施	18	5	52	2					「第 1 項に記載する者以外の者」とは、事業者から直接業務を受託するものを指し、事業者が直接業務を委託する者から業務の再受託を受ける者は含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。
240		<第 53 条> 施設の提供等	18	5	53	1					作業員詰所の賃借料は無償とありますが、このような常駐型の業務委託契約の場合、業務処理の独立性の観点から事業者が賃借料を支払わなければ、いわゆる「偽装請負」として労働者派遣法及び職業安定法上の問題が生じることはありませんか。	本事業の維持管理業務を実施する従事職員は、大学といわゆる指揮命令関係にはなく、事業者と指揮命令関係にあり、ご質問のような問題が生じることはないものと考えています。
241		<第 53 条> 施設の提供等	18	5	53	3					作業員詰所にかかる光熱水費の負担とは、作業員詰所の監視盤や機械警備等システム・機械警備通信費等機器の光熱水費は、発注者の負担と考えて宜しいでしょうか。	事業契約書(案)第 53 条第 3 項の事業者が負担する「作業員詰所にかかる光熱水費」とは、当該部屋の照明、空調等に係る費用のことであり、当該部屋に監視盤、機械警備システム機器、機械警備通信機器等を設置する場合には、本件施設の維持管

番号	書類	質問項目・記載位置								質問内容	回答	
		一般書類 契約書類	頁 頁	章	1 条	(1) 項	1) 号	ア -	a -			
											理業務の実施に必要な光熱水費とし、事業契約書(案)第 56 条第 2 項を適用するものとします。	
242		<第 53 条> 施設の提供等	18	5	53	5					「現状に回復して」とありますが、通常の劣化は許容されると考えてよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。
243		<第 54 条> 非常時、緊急時の対応	18	5	54	1					「計画書を作成」とありますが、維持管理業務に関する非常時、緊急時の対応の計画に限ると考えてよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。
244		<第 54 条> 非常時、緊急時の対応	18	5	54	1					「当該計画書に基づき必要な措置をとる」とは、維持管理業務に関する非常時、緊急時の対応に限るものであり、たとえば、地震時の避難誘導等は当該措置の範囲外と考えるとよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。
245		<第 54 条> 非常時、緊急時の対応費用	18	5	54	2					不可抗力による事業契約書(案)第 54 条第 1 項に基づく業務の対応が必要になった場合の事業者の追加費用は、別紙 9 に定める割合に基づいて、事業者と大学が負担すると考えてよろしいでしょうか。	事業契約書(案)第 54 条に基づく業務は、本事業における事業者の業務範囲とし、その費用は大学が支払うサービス対価に含まれるものとします。ただし、非常時、緊急時の原因が不可抗力によるものであると認めることが妥当な場合にあっては、第 78 条、第 79 条、第 80 条の規定によるものとします。
246		<第 56 条> 費用負担	19	5	56	2					維持管理業務の実施に必要な光熱水費は大学の負担とありますが、このような常駐型の業務委託契約の場合、業務処理の独立性の観点から事業者が光熱水料を支払わなければ、いわゆる「偽装請負」として労働者派遣法及び職業安定法上の問題が生じることはありませんか。	本事業の維持管理業務を実施する従事職員は、大学といわゆる指揮命令関係にはなく、事業者と指揮命令関係にあり、ご質問のような問題が生じることはないものと考えています。また、例えば日常の清掃業務に当たって使用する光熱水(清掃する部屋の照明、清掃機器の電源、拭き取りを行うときの水等)の費用を事業者が負担することは一般的ではないと考えています。
247		<第 57 条> 本件施設の	19	5	57	1					「...若しくは本件施設に重大な影響を及ぼす修繕を行う場合	事業契約書(案)第 57 条の「本件施設に重大な影響を及ぼす

番号	書類	質問項目・記載位置								質問内容	回答
		一般書類 契約書類	頁 頁	章	1 条	(1) 項	(1) 号	ア -	a -		
		修繕								は、…」の具体的な修繕内容をご教示下さい。	修繕を行う場合」とは、当該修繕及び修繕の結果が、海洋研究所の研究教育活動に直接的に影響を与えるものを想定していますが、これに限るものではありません。
248		<第 63 条> 契約期間満了時の検査	20	7	63	2				「検査において事業者が修繕又は補修等をすべき箇所が発見された場合、」とありますが、建物を長期間使用する上での通常の劣化、汚れ、褪色等はこの箇所に含まれないと考えてよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。
249		<第 64 条> 契約の早期終了	21	7	64	1	3			「12,500,000 円」の金額基準の設定の理由を教えてくださいませんか。	大学が事業者に支払う維持管理費相当のおおむね 1 回分の金額としています。
250		<第 68 条> 引渡前の解除の効力	22	7	68	1				「出来高部分」について、『出来高部分(倒壊部分、調達済みの資材、および設計図書の出来高部分を含む。以下同じ。)』と変更させていただきたいと思えます。	原案のとおりとします。大学が事業者より買い受ける(引渡しを受ける)のは、あくまでも出来高部分であり、ご質問の趣旨と考えられる事項は、事業契約書(案)第 70 条第 4 項、第 5 項、第 6 項の規定によるものと考えます。
251		<第 68 条> 引渡前の解除の効力	22	7	68	3				「本契約解除前の支払いスケジュールに従って支払う」とありますが、具体的には、入札説明書 P33 別紙 2(1)2)アに定められる支払予定日までに支払うという理解でよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。
252		<第 68 条> 引渡前の解除の効力	22	7	68	4				「一括又は分割払いにより、事業者に対して支払う」とありますが、事業者に帰責のない場合なので、遅くとも入札説明書 P 33 別紙 2(1)2)アに定められる支払予定日までに支払われることとしていただけないでしょうか。	第 68 条第 3 項の支払と同様に、「支払日までの利息を付し、一括又は分割払いにより事業者に対して支払う。」を「支払日までの利息を付し、一括又は本契約の解除前の支払スケジュールに従って支払うものとする。」に変更します。
253		<第 68 条> 引渡前の解除の効力	22	7	68	4				「分割払い」となる場合、適用される金利はどのようになりますでしょうか。	支払日までの利息に適用する金利は、市中金利を参考にし、大学と事業者で協議して決めるものとなります。
254		<第 68 条>	22	7	68	5				「一括又は分割払いにより、事	第 68 条第 3 項の支払と同様

番号	書類	質問項目・記載位置								質問内容	回答
		一般書類 契約書類	頁 頁	章	1 条	(1) 項	1) 号	ア -	a -		
		引渡前の解除の効力								業者に対して支払う」とありますが、事業者に帰責のない場合なので、遅くとも入札説明書 P 33 別紙 2(1)2)アに定められる支払予定期日までに支払われることとしていただけないでしょうか。	に、「支払日までの利息を付し、一括又は分割払いにより事業者に対して支払う。」を「支払日までの利息を付し、一括又は本契約の解除前の支払スケジュールに従って支払うものとする。」に変更します。
255		<第 68 条> 引渡前の解除の効力	22	7	68	5				「分割払い」となる場合、適用される金利率はどのようになりますでしょうか。	支払日までの利息に適用する金利は、市中金利を参考にし、大学と事業者で協議して決めるものとします。
256		<第 68 条> 引渡前の解除の効力	22	7	68	6				「第 1 項の規定に関わらず、」とありますが、「第 1 項及び第 2 項」ではないでしょうか。	事業契約書(案)第 68 条第 2 項は、大学による出来高部分の買い受けを義務付けているものでないことから、同条第 6 項は原案のとおりとします。
257		<第 69 条> 引渡後の解除の効力	23	7	69	4				「引継ぎ」に要する費用は、事業契約書(案)第 70 条第 4 項の損害に含まれると考えてよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。
258		<第 70 条> 違約金等	23	7	70	1	2			引渡後の解除における違約金について、「100 分の 20」を「100 分の 10」に変更していただけないでしょうか。	原案のとおりとします。
259		<第 70 条> 違約金等	23	7	70	4				大学の債務不履行(65 条 2 項)や大学による任意解除(66 条)による解除なので、『大学は、事業者に対して、当該終了により事業者が被った一切の損害(逸失利益を含む。)を速やかに賠償する。』と変更させていただきたいと思えます。	原案のとおりとします。なお当該損害の賠償には、合理的な範囲の損害が含まれるものとし、事業者の逸失利益までは含まれないものとします。
260		<第 71 条> 保全義務	24	7	71					「本件施設の出来高部分又は本件施設について、自らの負担で必要最小限の維持保全に努めなければならない」とありますが、事業契約書(案)第 65 条 2 項、第 66 条、第 77 条又は第 81 条に基づく解除の場合は、事業者帰責ではないので、大学の負担としていただけないでしょうか。	事業契約書(案)第 71 条は、引渡し若しくは引継ぎまでの本件施設の維持保全を規定したものであり、ご質問の趣旨と考えられる事項は、事業契約書(案)第 70 条第 4 項、第 5 項、第 6 項の規定によるものと考えます。
261		<第 72 条>	24	7	72	2				事業者から大学に引き渡され	原案のとおりとします。事業

番号	書類	質問項目・記載位置								質問内容	回答			
		一般書類 契約書類	頁 頁	章	1 条	(1) 項	(1) 号	ア -	ア -			a -	a -	
		関係書類の 引渡し等				3							る書類の中に第三者の著作物が存在する場合、大学が自由に書類を使用することはできないこともありますので別途協議とさせていただきたいと思いを。	契約書(案)第72条第2項に規定する使用ができるよう、同条第3項に従い、事業者は必要な措置をとってください。
262		<第79条> 協議及び追加費用の負担	26	10	79	1							「追加費用の負担について協議しなければならない。」とありますが、負担の割合に関しては、事業契約書(案)別紙9に従うと考えてよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。
263		<第82条> 公租公課の負担	26	11	82								「消費税相当額」とありますが、『消費税相当額(消費税法(昭和63年法律第108号)に定める税)及び地方消費税相当額(地方税法(昭和25年法律第226号)第2章第3節に定める税)』と変更してください。	原案のとおりとします。なお「消費税」の定義は、事業契約書(案)第1条第1項第15号で行っています。
264		<第84条> 関係者協議会	27	11	84	1							「関係者協議会を設置」とありますが、開催頻度はどの程度でしょうか。	関係者協議会の開催は、大学と事業者の協議により決めるものとなりますが、東京大学の先行PFI事業においてはおおむね2回/年の頻度で開催しています。
265		<第85条> 財務書類の提出	27	11	85								「監査報告」とありますが、具体的にどのようなものを想定されておりますでしょうか。財務書類のご説明を行うことでよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。
266		<第86条> 秘密保持	27	11	86								「本件事業に関して知り得た相手方の秘密」とありますが、秘密の定義について教えてください。	いわゆる守秘義務を規定したものであり、ここでの秘密とは、本件事業に関して知り得た公表されていない若しくは使用等の承諾の得ていない相手方の情報一式のことです。
267		<第88条> 著作権等の利用等	28	11	88	3							事業者から大学に引き渡される書類の中に第三者の著作物が存在する場合、当該第三者に対して著作権の行使をさせないようにするのは物理的に不可能であると考えます。	原案のとおりとします。最終的には、著作権法上の権利の行使の可能性がある内容を排除するなどの措置も考えられますが、事業者において最大限の措置を講じてください。
268		<第89条> 著作権等の	28	11	89								事業者から大学に引き渡される書類の中に第三者の著作物	原案のとおりとします。最終的には、著作権法上の権利の行

番号	書類	質問項目・記載位置								質問内容	回答	
		一般書類 契約書類	頁 頁	章	1 条	(1) 項	1) 号	ア -	ア -			a -
		譲渡禁止									が存在する場合、当該第三者に著作権の継承や譲渡をさせないようにするのは物理的に不可能であると考えます。	使の可能性がある内容を排除するなどの措置も考えられますが、事業者において最大限の措置を講じてください。
269		<第 91 条> 工業所有権	28	11	91						「工業所有権」とありますが、政府の知的財産戦略会議の中では「産業財産権」という用語が使用されておりますので、「産業財産権」という用語を使用してはいかがでしょうか。	当該箇所の「工業所有権」を「産業財産権」に変更します。
270		<第 95 条> 遅延利息	29	11	95	2					大学が負担する遅延利息が 3,6% であること並びに、事業契約書(案)第 37 条の事業者の引渡遅延利息が 3,6% であることから、本項の延滞金も 3,6% にしていただけないでしょうか。	原案のとおりとします。
271		<第 96 条> 管轄裁判所	29	11	96						「専属管轄裁判所」とありますが、民事訴訟法第 11 条に規定される合意管轄に基づく「専属的管轄裁判所」の誤りではないでしょうか。	当該箇所の「専属管轄裁判所」を「専属的合意管轄裁判所」に変更します。
272		<別紙 3> 水道光熱費	33	別	3	5					「本物件に係る水道光熱費」とは具体的にどのようなものを想定されておりますでしょうか。	本物件を使用するにあたり善良な管理者の注意を持って管理責任義務を負うために必要となる水道光熱費を想定しています。
273		<別紙 9> 不可抗力による追加費用の負担割合	44	別	9						不可抗力において大学側が付保している保険の保険金が支払われる場合、当該保険金額相当額は事業者が負担することになっている追加費用額から控除されると考えてよいですか。	保険の契約者が大学又は事業者のいずれであるかにかかわらず、不可抗力により保険金が支払われる場合、当該保険金額相当額は大学が負担すべき損害及び追加費用額から控除するものとします。
274		<別紙 9> 不可抗力による追加費用の負担割合	44	別	9	1					不可抗力により保険金が支払われる場合、当該保険金相当額は損害及び追加費用の総額に充当し、事業者の負担は、充当後の残額に対し 100 分の 1 に至るまでとしていただけないでしょうか。	原案のとおりとします。
275		<別紙 9> 不可抗力による追加費	44	別	9	2					不可抗力により保険金が支払われる場合、当該保険金相当額は損害及び追加費用の総額に	原案のとおりとします。

番号	書類	質問項目・記載位置								質問内容	回答
		一般書類 契約書類	頁 頁	章	1 条	(1) 項	1) 号	ア -	a -		
		用の負担割合								充当し、事業者の負担は、充当後の残額に対し 100 分の 1 に至るまでとしていただけないでしょうか。	
276		<別紙 12> サービス購入費の減額の基準と方法	49	別	12	2	1			要求水準書 P52 6「その他」記載の業務は、本(1)の「対象業務」に含まれないと理解してよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。
277		<別紙 12> サービス購入費の減額の基準と方法	49	別	12	2	2			維持管理業務を行う者の変更について、「同一の対象業務において 2 回の減額措置」とありますが、「年 2 回」との理解でよろしいでしょうか。	「同一の対象業務において 2 回の減額措置を経た後」とは、「同一の対象業務において本事業の維持管理期間中に過去 2 回の減額措置を経た後」ということです。事業契約書(案)52 頁の<モニタリング及びサービス購入費の減額の流れ>を参照してください。
278		<別紙 12> サービス購入費の減額の基準と方法(減額ポイント)	50	別	12	2				減額ポイント欄の各項目とは何を指しているのでしょうか。	減額ポイント欄の各項目とは、減額ポイントの対象となる個々の事象(事態)のことです。
279		<別紙 12> サービス購入費の減額の基準と方法	50	別	12	3	3	1		事前の大学への連絡がやむを得ない事由により不可能な場合は、事后可及的速やかに連絡することを認めていただけないでしょうか。	事前の大学への連絡が事業者の責によらず不可能であった場合に限り、事後の速やかな連絡であっても 1)の場合に該当するものとします。
280		法令変更による追加費用分担規定	53	別	13	1				例えば、将来、消費税法の改正等により消費税率が変更した場合は 1 の本件施設等整備事業に直接関係する法令の変更に該当するという点でよろしいでしょうか。	消費税等の税率の変更に伴うサービス購入費の改定については、入札説明書 34 頁の「1)施設整備費相当の改定」並びに「2)維持管理費相当の改定」を参照してください。
281		実施方針に関する質問回答 97 (機器備品の配置計画)								5/23 付の「実施方針に関する質問回答・意見」の P13, 質疑 97「施設計画の概要」に関する質問において、「...機器備品の配置計画を含めた基本計画図等が公表されるものと理解してよろしいでしょうか」とありますが、あわせてご教示ください。	本質問回答の公表と同日付で、閲覧資料を用意しています。